

平成25年第2回定例会会議録 (第4号)

平成25年6月14日

○出席議員 (25名)

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員 (なし)

○説明のための出席者

市	長	浜田	博	君	副	市	長	友永	哲男	君																						
副	市	長	阿南	俊晴	君	教	育	長	寺岡	悌二	君																					
水道企業管理者		永井	正之	君	総	務	部	長	釜堀	秀樹	君																					
企	画	部	長	大野	光章	君	建	設	部	長	糸永	好弘	君																			
ONSENツーリズム部長		亀井	京子	君	生	活	環	境	部	長	浜口	善友	君																			
福	祉	保	健	部	長	伊	藤	慶	典	君	消	防	長	渡	邊	正	信	君														
兼	福	祉	事	務	所	長	教	育	次	長	豊	永	健	司	君	政	策	推	進	課	長	稲	尾	隆	君							
教	育	次	長	豊	永	健	司	君	次	長	兼	総	務	課	長	悴	田	浩	治	君	財	産	活	用	課	長	原	田	勲	明	君	
次	長	兼	総	務	課	長	収	納	課	長	福	澤	謙	一	君	保	險	年	金	課	長	勝	田	憲	治	君						
収	納	課	長	福	澤	謙	一	君	次	長	兼	観	光	課	長	松	永	徹	君	次	長	兼	環	境	課	長	伊	藤	守	君		
次	長	兼	観	光	課	長	松	永	徹	君	次	長	兼	環	境	課	長	伊	藤	守	君											

環境課参事	眞野義治君	社会福祉課長	安藤紀文君
社会福祉課参事	河村昌秀君	児童家庭課長	安達勤彦君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	都市政策課長	生野浩祥君
道路河川課長	岩田弘君	公園緑地課長	宮崎徹君
建築指導課長	竹長敏夫君	教育総務課長	重岡秀徳君
学校教育課長	古田和喜君	スポーツ健康課長	平野俊彦君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎
主任	池上明子	主事	穴井寛子
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第4号）

平成25年6月14日（金曜日）午前10時開議
第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○12番（猿渡久子君） まず、市長の政治姿勢の問題、浜田市長の支持者がかかわった事件や支持者らの有罪判決などの問題と市長の政治責任についてということで通告をしております。この問題から質問に入っております。

ことしの3月市議会の最終日に、市長がこういうふうには発言をされました。おわびの言葉を述べたわけです。市長の言葉をちょっと紹介したいと思います。「ここで、市民及び市議会の皆様に対し、一言おわびを申し上げます。ここ数カ月、新聞やテレビで報道されましたように、私の支持者だった人間がかかわったこのような事件が発生したこと、まことに遺憾であり、道義的責任を痛感しております。また、このことにより別府市のイメージを損ねたことは否めません。別府市民の皆様に変な不信を抱かせ、また大変な御心配をおかけしたことに対しまして、心からおわびを申し上げたいと思います」というふうには謝罪の弁を述べたわけですが、この後に、この市長の支持者だった人間、懲役1年6カ月、執行猶予3年がついた有罪が確定をしております。

このことを受けて市長が責任を感じていると言うなら、どのような責任のとり方をするのか、市長の見解を聞かせていただきたいと思っております。この質問は、市長の政治姿勢についての質問ですので、市長御自身に答弁をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

○市長（浜田 博君） さきの議会でお答えをしたとおりでございまして、本当に市民の皆さんを初め大変な御迷惑をおかけした、また別府市のイメージを大変損なったということについて、本当に心からおわびを申し上げたいという気持ちは、今も同じでございまして。

責任のとり方として、今ここで全てを放り出して私がやめてしまうことが、責任をとることにはならないという思いから、これから二度とこういったことを繰り返さないために、信頼を回復するために一生懸命頑張っていきたい。このことで責任を果たしたい、このような思いでございまして。

○12番（猿渡久子君） 私は、広域の中身の問題にここでいろいろ触れるつもりはありませんけれども、以前にも広域議会でも真相解明をしなければならない、こういうことを二度と繰り返さないために真相解明をしなければならないでしょうということを申し上げてきました。そして、そのためには第三者機関をつくって真相解明をすることも必要ではないかということも申し上げてきました。

今、市長は、二度と繰り返さないために云々ということをおっしゃいましたが、何か真相解明のための努力をしてきたのでしょうか。真相解明して、市民の皆さんに何か説明してきましたか。その辺の取り組みが見えないのです。

3月の議会のときにも、先ほど私が読み上げた後の続きに、「市勢の発展に尽力すること、そのことが私自身の果たすべき責任であると考えております」と言っていますけれども、この事件で市民に対して迷惑かけた、心配かけた、イメージを損ねた、それに責任を感じている。こうおっしゃるなら、やはりその中身を、一体なぜこういうことになったのかを明らかにして行って真相解明していくことが、市長の責任だと思うのですが、その辺の取り組み、何かしてきたのでしょうか。

○市長（浜田 博君） 全て私は、捜査に全面的に協力をしてまいりましたし、私の思いも伝えております。そういう中で司直の手で明らかに判断が下されたわけですから、そのことで説明が恐らくつくのではないかな、このように思っております。

○12番（猿渡久子君） 私はこれまでも申し上げてきましたけれども、刑事責任と政治責任

というのは、また別のものがある。やはり市民に対して二度とこういうことを繰り返さない、不正に税金が流れるというふうなこと、暴力団に流れるというようなことが二度とあってはならない。そのためには教訓を明らかにして対策をとっていかなければならない。そのためには、やはり行政自身として真相を明らかにし、市民に説明責任を果たしていくことをしなければならぬ。それは市長自身の手で、行政自身の手でやられているとは思わないのです。やはりその説明責任をしっかりと果たしていくということをしっかりとやっていただかなければならないということを、重ねて申し上げておきます。

それと、返還請求についてはどう考えているのか。これは報道でも返還を求めるのは難しいだろうというふうな報道があります。浜田市長が弁護士と相談したけれども、賠償請求は難しいのではないかと、運転そのものは実行されてきたということを言っているわけですが、私は、その1億2,000万円全体を返還請求というのは、それは難しいと思います。しかし、北野被告に約3,000万円、それと市長の支持者に1,600万円が支払われたということは、捜査の中で明らかになってきたわけです。その68%が別府市の負担であるわけです。市民の貴重な税金、苦勞して市民の皆さんが納めた税金が不正に使われた、その分については返還を求めていくのが当然だと考えていますが、どうでしょうか。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

まず、広域圏事務組合に対する別府市からの負担金、これについては現時点で返還請求等を求めることは考えておりません。市長それから2市1町の首長が正副管理者を務めております。それから、議会の推薦を受けて大多数の議員で組織する別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会のほうがあります。まず、そちらのほうの動きと伺いますか、そちらのほうで方針を決定していただいた後に、こちらのほうの対応を考えていきたいと考えております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この件は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の問題ではございますが、現在、顧問弁護士と本当に真剣に協議をさせていただいています。協議の内容でございますが、委託料の業務の対価であって、業務がなされている以上、これは損害賠償の請求は難しい、こういう判断をいただいていますので、そのように今考えている。まだ最終決定ではございませんが、なお損害賠償請求をしないという最終決定は、まだ行っていないのが現状でございます。

○12番（猿渡久子君） 先ほど言いましたように、1億2,000万円のうち、やはり不正に流れた3,000万円プラス1,600万円、その68%ですから3,128万円になりますが、その分については返還請求するのが当然だというふうに思っていますので、今後その方向でぜひ協議、努力していただきたいと思っております。そして、みずからが真相解明をしていくということを本当に真摯に、真剣に取り組んでいただきたい。そして、生かしていかなければならないということを重ねて申し上げて、次の質問に移ります。

では、次の項目は、身近な公共事業とバリアフリーについてということで通告をしております。

まず、生活道路の改善についてです。

私は、このバリアフリーの問題で障がいを持っていらっしゃる方々の方にお話を聞きに行きましたけれども、その方たちが一番強調されたのが、いろいろな事業に取り組むとき、施設をつくったり道路をつくったりを含めていろんな施策に取り組む際には、事前に必ず障がい者の意見を聞いてもらいたいということをおっしゃっていました。これは以前からそういう御意見を聞いています。今、随分バリアフリーに配慮していろんな施設もつくられているのだけれども、実際に自分たちがそれを使ってみると、スイッチに手が届かなかったり、使いづらかったりということが多々ある。そういう際にまた改善を求めて改

善してもらうというのは、もったいない話で、事前にそういう意見を聞いてもらいたいということです。それは条例の「障害がある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」、その素案にもそういう内容が入っております。

道路の面で言いますと、私は身近な生活道路が、非常に別府の場合でこぼこが多くてパッチワークみたいな道路だという御意見をたくさんいただいたり、高齢者や小さい子どもさん連れの方や、そういう方たちにとっても我々にとっても非常に歩きづらかったり、車に乗っていてもバウンドしたりというふうなことが非常に気になるわけです。それはほかの市に比べてなぜ別府はこんなに道路が、路面がよくないのかなということが気になるのです。温泉管も通っているの掘り返す機会も多いのでしょうかけれども、そういう工事を行う際の指導をどのようにしているのか、また、その工事が行われた後のチェック体制というのをどのような形でやっているのでしょうか。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

道路河川課では、現在、約 640 キロメートルの市道を管理しており、そのうち約 8 割の 520 キロメートルが生活道路であります。道路法第 24 条及び第 32 条に基づき、道路管理者以外が道路掘削を行う許可申請は、給水管、ガス管、温泉管理設等多種にわたる工事が、年間 900 件以上提出されております。それぞれ場所により復旧の方法等を審査し、工事完成後に写真を添付し完成届の提出を条件として許可をいたしております。

議員さん御指摘の完成後のチェックにつきましては、全ての許可に対し職員が現場で検査をし、できばえなどの確認をすべきですが、件数が多い上、人員等の問題によりまして、実際には全ての現場確認及び書類提出の徹底ができていないのが現状であります。

○12 番（猿渡久子君） 今度の議会にも、市道のふたがずれていて、柵に落ち込んで 14 カ月の重傷を負うという大変なけががありまして、その場合、損害賠償が提案されていますけれども、やはり本当に安全な道路というのは、本当にたくさんの方の身近な要求です。今の答弁で言いますと、やはりそういう検査体制をしっかりと強化していく、工事をした後のチェックをしっかりと行っていく。現場に足を運んでチェックをしていくし、指導ももっと徹底していくということが大事だと思うのです。そのためには、今の答弁を聞きますと、予算の措置も必要ですし、人員配置も必要だなというふうに思うんですけれども、その辺のところ、部長どうでしょうか。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

バリアフリーに配慮した生活道路の改善につきましては、近年、道路行政のテーマであり、歩行者に安全で快適な人に優しい道づくりに取り組んでいるところでございます。そして、生活道路の維持補修につきましても、幹線道路や交通バリアフリー重点地区のみならず、バリアフリー整備ガイドラインの基本理念により整備を進めることが大事であると考えております。

議員御指摘の道路掘削復旧の確認についてでございますが、先ほど担当課長が答弁したように、全部行われていないのが現実でございます。今後、関係課とも協議をいたしまして、専門的技術を有するOBなどの経験者を今後配置し、道路占用などは、道路占用者が行う道路掘削工事の書類審査及び完了検査体制や道路パトロールの充実を図り、占有者へ指導する体制を整えるように努力していきたいと思っております。

また、道路維持、補修に係る予算とバリアフリー化を進めるのに必要な経費についてでございますが、これも担当部署と協議し、積極的に実施してまいりたいと思っております。

○12 番（猿渡久子君） 今、部長答弁いただいたように、予算の問題や人員配置をしっかりとさせていただいて、本当に人に優しい道づくりということが、今国のほうでも言われているようですので、そういう方向で頑張っていただきたいと思っております。よろしく願います。では、次の学校教育施設の改善の問題です。

私は、学校の現場のほうにちょっと見せていただきに行きましたけれども、今、車椅子を使用している生徒さん、受け入れるに当たっても校舎内のスロープの設置など随分配慮をされているなというふうに思いました。階段昇降機なども使いながら、きめ細かな対応をされているというのを感じました。こういう学校の現場に行ってみますと、きめ細かな対応が本当に大事だなというふうなことも感じました。滑らない素材を使うとか、そういうきめ細かい対応も必要だし、改善されてきているなというのを感じました。

今後、西、青山小学校の統合、そして、山の手、浜脇中学校の統合が計画をされていますけれども、このような大きい施設の建設を行う際などにはエレベーターの設置が必要だというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

本年度、別府市内で車椅子を使用している児童・生徒は、小学校に1名、中学校に2名在籍しております。市内の小・中学校では南小学校にエレベーターを設置しており、中学校には設置しておりません。中学校の生徒さんには大変不自由をおかけしておりますが、これまでは、ただいま議員御指摘いただきましたように、校舎内の段差のあるところへのスロープの設置、トイレのスペースの確保、階段を移動する際の階段昇降機の配置などの対応をしております。

統合小学校につきましては、現在、基本設計を行っており、その設計計画の中にはエレベーターを設置するようにしております。また、統合中学校につきましては、現在の状況を踏まえ、また関係課と十分に今後検討していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 統合中学校についても、エレベーターをぜひ設置していただきたいと思えます。

そして、学校に足を運んで状況を見せていただく中で、やはり障がいを持つ子どもさんを含めたこういう教育を進めていくためには、学校現場の先生方の努力を初めとしてPTAの皆さん方もいろいろな形で協力されているし、そういうたくさんの皆さん方の協力の中で進んでいるというのは、実感をしているところです。そういう中で状況を見せていただくと、階段昇降機に乗せたりトイレに行ったり、いろんなところでやっぱりマンパワーというの必要です。例えば、トイレなんかでも男子の生徒さんだと、女性の先生が介助するわけにはいかない、男性が介助しないといけないというふうなこともありますし、やっぱりそういう点で別府市はいきいきプランが随分以前よりも充実をされてきてありがたいと思っているのですけれども、まだまだやはりそのいきいきプランの充実が必要だというふうに考えているわけですが、その点を教育委員会はどう考えていますか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

さきの3月議会の予算特別委員会でお答えしましたように、いきいきプラン支援員45名の配置は、他市と比較した場合、学校、幼稚園の数に対する数としては、とても厚遇されたものです。その一方、議員さん御指摘のように、どの園や学校からも課題として上げられているものとして、支援員の勤務日数、時間の問題があります。現在の勤務形態は、月15日、1日7時間、年間1,155時間となっております。そのため月に7日前後支援員がいないという状況にあり、支援員の勤務日数の延長等が課題となっております。しかしながら、この勤務日数延長につきましては、多大の経費の増加が予想されますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○12番（猿渡久子君） 今、「今後の検討課題」という答弁をしたのは、その要望をしていくかどうかを検討するという意味ですか。だって、課題だという、時間数が足りない、7日前後支援員がいない日があるというのは、教育委員会が一番よくわかっているわけでしょう。学校現場がその充実を求めているというの、課長も先生が一番その状況をわかっているのに、その要望をしていくというのは当然ではないですか。強く要望すべきだと思

いますが、どうですか。もう一回答弁してください。

○学校教育課長（古田和喜君） はい、なるべくその方向で検討したいと思います。

○12番（猿渡久子君） 「なるべくその方向で」ではなくて、やっぱり要望していくのが当然学校教育課の仕事でしょう。おかしいのではないですか。要望もしないで充実できるわけではないのです。これは、このいきいきプランは、別府市独自で始まったのは平成17年度に10人からスタートしたのです。そして、私は毎年これは充実が必要だということを求めてきて、だんだんに充実をされてきて45名までふえてきた。年間1,155時間に時間数もふやしてきたし、待遇も十分ではないけれども、幾らか改善してきたという部分があるわけです。ですから、これはやはり教育委員会から要望しなければ改善はないですよ。現場の声に答えていかないといけないでしょう。それが生徒さんたちのための仕事ではないですか。もう一回答弁してください。次長、どうですか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、現場の声に十分応えられるような形で今後要望していきたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） 財政面でいろいろ大変な面はあるかと思いますが、やはり誰もが安心・安全に暮らせる別府市条例を今後制定していこうという動きの中で、今、教育現場でさらにそういう障がいを持つ子どもさんと一緒に教育していくということを進めていくということが求められていますので、今後さらにそういう状況は進んでいくと思います。ですから、その点にやはり人員配置もしながら頑張っていっていただかなければならないと思っていますので、よろしく願います。

そして、バリアフリーの最後の問題ですけれども、その他の施設などの改善について。

これは、今年度の機構改革で財産活用課に公共施設マネジメント室が新設されました。このマネジメント室の新設の目的は何なのか、まずちょっと説明していただけますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本市の公共施設につきましては、昭和40年から50年代の高度成長期に建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいるのが現状であります。近い将来、一斉に施設の更新や改修が必要となることが予想される中で、公共施設の改修計画等を立案し、進捗管理を行うために、当課に公共施設マネジメント室が新設されたと認識をしております。

○12番（猿渡久子君） 今言われたことなのでしょうけれども、先ほどから言っています障がい者の条例、誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例、これが制定されたときには、ハード面でどこがイニシアチブをとっていくのかという問題があると思うのですけれども、この条例が制定された際には、やはり施設のバリアフリー化などについても改修の計画の中に一緒に当然盛り込んで進めていかなければならない。そういう点でやっぱり公共施設マネジメント室、ここが役割を果たさなければならぬのではないかなというふうに思うのですが、バリアフリー化などの課題にやっぱり一緒に取り組んでいかなければならないと思いますけれども、その点はどうですか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

昨年より作成事務を進めておりました公共施設白書の成果品を6月6日にホームページに掲載をし、市民の皆様にご公表いたしました。今後、施設に基づいた分析評価を経て中・長期の改修修繕計画を策定していくことになろうかと存じます。

バリアフリー等の改修につきましては、施設の所管課の改修計画等とあわせて、計画の策定時に検討していくことになろうと思っております。

○12番（猿渡久子君） そういう際に、先ほど言いましたように、障がいをお持ちの方の意見を事前に聞きながら意見を生かしていくということを進めていただきたいと思います。

では、次の項目に移ります。

スポーツや健康づくりの取り組みについてです。

健康で過ごせるということほど幸せなことではない、基本的な大変大事なことだと思います。そして、先日もこの議場でも議論がありましたように、医療費が年々増加し、また介護の負担もふえていく、国保税の負担も限度を超えている。そういう中でもやはり健康づくりというのは大変大事な課題だと思っています。

私は、2年前に質問をしたのですけれども、2年前の6月の議会ですけれども、野口原総合運動場の問題で質問をしています。野口原総合運動場が、以前は無料だったときには大変利用が多かった。しかし、有料になってから利用者が本当に減ってしまって、せっかくのいい施設なのにもったいない。もっと利用を促進するためにやはり無料に戻して、市民の健康増進にもっと役立ててもらいたい、これは大事な問題ではないかということで御意見をいただいて質問した経緯があります。最近、またやはり同じような御意見をいただきましたが、2年前に、「重要性は十分に認識しておりますので、今後、関係課とも協議をしまして、望ましい料金設定の可能性等を検討してまいりたい」という答弁をいただいているのですが、この後、検討されたのでしょうか。どうなりましたか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、健康寿命の延伸ですとか、健康志向の高まりというのは、十分に認識しているつもりで検討をしました。

別府市営の体育施設設置及び管理に関する条例に基づいて、現在、個人使用1人1回小・中学生10円、高校生40円、一般60円、使用料金の設定は従来どおりとさせていただきます。ちなみに他市と比較した場合には、金額としましては安価なほうでございます。

○12番（猿渡久子君） 検討したけれども、無料にするのは難しいという意味ですか。なぜできないのか。大変大事な御意見だと私は思うのです。無料だったときには本当にたくさんの方が利用して、車椅子の人とかも活用する中で譲り合いながらやっていたのだ、足や腰に負担がかからないいい施設だから、もっと活用しないともったいないではないかという御意見です。私も行ってみましたが、やはり利用が少なく一定の人に限定されているな、もったいないなというのは感じたのですけれども、なぜできないのでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

前回は答弁をさせていただきましたけれども、野口原総合運動場の使用料を無料とした際には、考えられることとしまして、多くの競技団体がございますけれども、そこから、その他の施設についても無料化あるいは減額、見直しの要望がかなり強く出されるのではないかと予想をしております。そうすると、今後全ての体育施設の減額ですとか無料化の使用を検討しなければならなくなるという懸念を持っております。

本課としましては、老朽施設設備の改修は絶対必要であると考えておりますし、市民の多くの皆様に気持ちよく御使用をいただきたいと考えております。今後、野口原総合運動場については、古くなっておりますので、整備・充実を図る中、新しくなることでさらに厳しい入場管理ですとか使用の制限ですとか、新たな料金システム等が必要になってくることも考えられますので、なかなか今の段階で減額、あるいは無料というふうには踏み込めないところが実情でございます。

今後も県内外、市外の陸上競技場の管理運営に関しては、調査研究を進めて、市民のために市民に愛される施設の経営の方向で努めてまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 今後のことについても若干答弁がありましたけれども、本当に幅広い市民の方が利用できるようなものにしていただきたいということを重ねて要望しておきます。

では、次に各課の健康づくりの取り組みについて通告してはいますが、ゆったりストレッチ教室について質問したいと思います。

昨年度、昨年4月に指導員さんが入れかわりましたが、それまでも大変好評だったのですが、その後も好評だと聞いていますし、私も先日参加もさせていただいて、本当に先生も人気でいいなというふう感じたのですが、その後の昨年度、今年度のゆったりストレッチ教室の状況はどうでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

ストレッチ教室は平成21年度よりスタートしましたので、ことしで5年目を迎えておりますが、多くの方々に参加をいただいております。数字で申せば平成24年度延べ3万1,567名の参加総数でございます。スタート時から2.74倍に増加をして、多くの方に好まれる教室になっているようにございます。

○12番（猿渡久子君） 私も先日参加させてもらって非常に感心したのが、指導員さんが参加者の方たちの名前をみんな覚えていて、本当にたくさんの参加があるのに、「ひろこさん、けいこさん」という感じで、「こんにちは」と言って声を、お名前を呼びながら声をかけていくのです。すごいなと思って本当に感心しましたし、全身をストレッチして、それを年齢や一人一人に合った形で無理なくストレッチをしていく。本当に体の健康だけでなく、そこでお友だちをつくって、やっぱり夏の暑い盛りなんか教室がないと寂しい、家ではなかなか体を動かさないから夏の時期もやってもらいたいというふうな要望が出ているということですが、本当にいい取り組みだなというふうに思いました。

課としても、どういうところがこういう好評になっているのか、その点はどう考えていますか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

4点にわたり触れさせていただきます。

1つには、タイトルどおりゆったりを基本とした荷重負担を感じないメニューで構成しているのが、方々にフィットした心身ともにさわやかになれるところかなと思います。

2つ目としましては、今、議員さんおっしゃったようにコミュニティーの場として定着をしているところかなと思います。

3つ目は、アンケート結果から言いますと、75%の方が体調がよくなった、51%の方が自宅から外に出かける回数がふえた、65%の方が他の人と会話する回数がふえた、35%の方が病院、整骨院に行く回数は減ったというようなところを答えられております。

最後に、今、指導員に触れていただきましたけれども、指導員が魅力的ということをおっしゃっていただきたいと思います。私自身も教室に何度も巡回訪問をしておりますけれども、今言ったように、一人一人名前を呼びながら、「体調はいかがですか」とか「膝はどうなりましたか」とかということで、笑顔でコミュニケーションをとっている姿に、本当にありがたいなと思っておりますし、トレーニングだけではなく健康づくりの本なんかで大変向上心を持ってやっていただいております。

つけ加えですが、月16日の非常勤職員なのですけれども、1人は中高老年期の健康運動指導士の資格を取って実施をしております。

○12番（猿渡久子君） 私は、以前にもこの指導員さんの待遇の改善や増員や、本当言うと正職員化が必要ではないかということをおっしゃっていただいた経緯があります。しかし、それが実現せずに、前の指導員さんも非常に優秀な、その方も立派な資格を持っていた方でしたけれども、やめてしまったわけです。その後入った方が、やはり本当にいい指導員さんでありたいのですけれども、担っている仕事の割に労働条件がよくないので、またやめてしまう、そういうことが心配されると思うのです。だから、やはり御本人も安定しないけれども、教室としてもなかなか見通しがどうなのかということをお心配するわけです。

ですから、最初に言いましたように、医療費の適正化とか健康づくり、本当に大切な事業ですので、やはりこの指導員さんの増員や待遇改善や正職化も含めて必要だというふうに思います。やはり100人以上来ている会場もあるわけです。あふれんばかりに来て、あれ、もう先生が1人では大変だという声も、そういう教室に参加されている方からも聞いていますので、その点充実が必要だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

議員さんが今御発言ありましたように、広い地区体育館では100人を超えるところがあり、1人の指導員では十分な対応が難しいという現状もございます。また、市内の6地区体育館以外にも各町内自治会あるいは老人会等14カ所で開催しておりますが、好評なゆえ、他の地区の方々からの実施の要望も多く、指導員2名体制ではそれになかなか快く対応できないのが現状でございます。

今後、御指摘いただきました点につきましては、現実的な課題と受けとめ、指導員の養成、あるいは教室の開講数の規模を含めた対策を練るとともに、今後、引き続き指導員の増員につきましても要望していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） では、もう1つ健康づくりの問題で、これまでもいろんな課の取り組みについては答弁があってきていますし、各課が連携をとるために取り組んでいるという答弁もあってあります。その連携のことで聞きたいのですけれども、私は先日、保健センターで毎月行われていますわくわく健康づくり教室、これにちょっと参加をさせていただきました。6月10日にあったのに参加させてもらったのですけれども、このときは「笑顔に自信が持てるお口のケア」ということで口の健康の問題でお話を聞いたり、口の中の細菌の映像を見せていただいたり、染め出しで歯磨きの磨き残しがあるところを、歯を染めてみたりとか、そういうことも体験をさせていただいて、とてもいい勉強になりました。かみ合わせが悪いと、奥歯でしっかりかみしめることができないと、歩き方にも影響してくる。足取りが悪くなって転びやすくなるとか、そんなことも聞きまして、そういうことなのかと思ったのですけれども、大変こういう取り組みは大事な取り組みだと思います。

市民の健康づくりを効果的に進めるためには、やはり庁内の各課の連携が必要で、それに取り組んでいるということなのだと思いますけれども、その取り組みの現状はどのようになっていますか。答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目的とした関係課の連絡会議を、青壮年・高齢者に関係する4課で実施をしておりましたが、子どもにも生活習慣病が見られること、また、別府市児童・生徒の生活習慣病予防検診結果から、生活習慣病予備軍が1割から2割と考えられることなどから、生涯を通じた健康づくりの推進のために、乳幼児や学童期に関する部署の参加を依頼し、各ライフステージにおける健康課題の共有や効果的な連携等について検討をしております。

○12番（猿渡久子君） その連携を進めていく中でいろんな成果も出てきたのではないかと考えるのですけれども、その成果についてはどうですか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

連携会議の目的は、関係課における情報交換、情報共有を密に行い、連携して効果的な事業を展開する、事業推進上の課題について検討する、推進体制の検討としております。

これまでの会議による成果でございますが、各課における事業について課題を含め情報の共有ができ、重要なネットワークの基盤ができたと思っております。また、各課で行われている事業の実施に当たっては、会議で共有された情報を意識しながら取り組むなど、職員の意識の向上変容が見られております。各課の抱える課題については、現在整理し、連携の方法等検討しているところでございます。

○12番(猿渡久子君) 担当の職員さん同士が、人間関係ができていってお互いに意見交換したり、例えば保健師さんから専門的なことを教えてもらったりとか、そういう関係ができていくというのも非常に大事なことだなというふうに思っています。市民に対して接するときでもやっぱり違う面がたくさん出てくると思っていますので、大事ななと思います。

今後に向けてこの会議をどのように進めていこうとしているのか答弁ください。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

健康課題の多くは、生活習慣に起因しております。高齢化の進展や疾病構造の変化が進む中で、この生活習慣等の改善により生活習慣病の予防に取り組むことは、大変重要なこととございます。そこで、健康寿命の延伸を目的として全庁的な連携体制を整備すること及び具体的な評価指標を設定し共有することなどにより、さらに充実した会議となるよう進めているところでございます。

○12番(猿渡久子君) 昨年の12月議会でしたか、市長が答弁で、この問題は全庁体制で頑張っていかなければならない課題だというふうに答弁してはいますが、本当にそうだと思いますので、今後とも頑張りたいと思います。

では、4番目の項目、保育所と児童館・子育て支援センターについて、この問題の質問に移っていきます。

その1つ目として、子ども・子育て支援新制度と市の計画についてということで挙げています。

子ども・子育て関連3法、この法律の改正に伴って、私たちが一番危惧をしていたのが、市町村の保育の実施責任がなくなってしまうのではないかとことを大変危惧しまして、全国から国や市町村自治体はしっかりその保育に対して責任を果たしてもらいたい、その責任を明記してもらいたいということの声が上がっていきました。そして、児童福祉法第24条第1項に市の保育実施責任、これが残ったわけです。市町村の保育実施責任が保育制度に残った、この意義は非常に大きいと思っています。関係者の声に押されて残ったものだというふうに思っています。この点について、どのように市としては考えていますか。

○児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、このたびの子ども・子育て支援法関連3法の改正によりまして、児童福祉法も一部改正されます。その第24条第1項におきまして、今御指摘いただきましたけれども、市町村の保育所における保育義務、これは現行どおり改正されずに残っていったものでございます。

ただ、そのほかに認定こども園ほか小規模保育事業や事業所の保育事業などの家庭的保育事業につきましても、必要な保育を確保するための措置、これを講じなければならないというふうに市町村の義務が新たに追加されたものでございます。

○12番(猿渡久子君) この子ども・子育て関連3法、ただ日本弁護士連合会、日弁連が意見書を出してはいて、その中でも言っていますけれども、子どもの保育を受ける権利を実質的に保障するという観点で不足している部分が残されている、本当に子どもを中心にしたものになっていない部分があるということが指摘されています。この制度の改正に伴って保育の需要も今後ますます伸びてくると思うのですが、法律上も市の保育義務が明確になっているわけですが、今後、やっぱり市が保育に責任を持つということを基本として保育行政をしっかり進めていってほしいと思いますけれども、どうですか。

○児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後、ますますこの制度改正に伴いまして保育需要が伸びてくるものと私のほうも考えております。ただ今度の改正の趣旨は、保育の充実もさることながら、教育の充実もあわせて図ることとなっておりますので、今後行いますニーズ調査、こ

れを十分に把握した上で別府市に見合った計画、これを作成していきたい、このように考えております。

- 12番（猿渡久子君） 待機児童がワースト1位だった横浜市が、認可保育所への株式会社等の企業参入を促進していった、待機児童がゼロになったということが報じられていますし、安倍首相も待機児童の解消に向けて横浜方式を全国に展開したいというふうなことも言っています。しかし、私は、民間企業の参入を視野に入れるのではなくて、現在の認可保育所の中で対応していくということを基本として進めてもらいたいと思うのです。といいますのも、国会答弁でも、今後も市町村の責任による認可保育所での保育が基本であるというふうな答弁をしています。横浜ではいろんな問題点も指摘されています。株式会社運営の保育所の6割に園庭がないというのです。1年で全ての保育士さんがやめてしまって、全部保育士さんが入れかわってしまった、こんな保育園もあるというのです。経営難からいきなり撤退するというようなところもあって、かつて、横浜でもあったのですが、首都圏で幾つも保育園を持っているところが、お母さんたちが迎えに行ったら、その日に、「もうきょうで、うちの園はおしまいです」と言われて戸惑ったというふうなことも実際にあっているわけです。ですから、営利目的の株式会社というのは、もうからなければ撤退してしまうということもあり得るわけですから、やはりそういうところに進めていくというのは保育の質を低下させるというふうに思いますし、その点も日弁連も危惧をして、意見書の中でも言っています。

ですから、別府市の子ども・子育て支援事業計画に認可保育所の定員をふやしていくという整備目標をしっかりと盛り込んで、認可保育所を中心に取り組んでいってほしいと思います。どうですか。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

平成27年度から施行予定されております新たな子ども・子育て支援制度、これにおきましては、「設置主体を問わず審査基準に適合しているものから保育所の設置に係る申請があった場合、その場合は認可する」とされております。ただし、その前段で、「当該地域で保育需要が充足されていない場合には」というふうになっております。国が定めております基準、特定の保育所のみに入所を待つ場合などにおきましては、待機児童とカウントしないということになっておりますので、現在、別府市では待機児童数はゼロでございます。しかし、地域の近いところの保育所に入所したいという保護者の希望も多数ございますので、それも理解できます。これらの希望に応えるためにも、これまで施設改修の園には定員増とかをお願いしながら、実質的に入所者数をふやしてきております。

横浜方式ということもございますけれども、別府市は、都市部の横浜とはちょっと事情も違いますので、基本的には既存の認可保育所の対応で考えていきたいと考えております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、これから実施いたしますニーズ調査の中で、その中で新たな認可保育所の設置もやむなしという方向もあり得るかもしれませんので、その点につきましては、子ども・子育て会議の中でじっくりと協議して決めていきたい、このように考えております。

- 12番（猿渡久子君） 24時間保育などの多様な保育サービスについてですけれども、観光都市別府として、また介護や医療などの施設が多い、病院や介護施設なんかも多いですね。そういうところで働く人たちも24時間体制で仕事をされています。看護師さんや介護の関係の方、あるいは大型量販店とか、そういうところも今は24時間社会で随分夜遅くまでお店があいていたりします。そういうところで働く人たちも子育てしながら仕事をしていくときに、24時間保育というのは非常に必要なものです。しかし、今、別府で24時間保育は、認可園ではやっていません。全て認可外の保育園が担っているのが現状です。

先ほど株式会社のところで、もうけを目的とする株式会社の問題に私は触れましたけれ

ども、やはり今そういう 24 時間保育などで努力をしている保育園というのは、本当に昔は子どもを夜家に置いて仕事に出なければ生活できなかった、そういう家庭があった中で、そういうことがあってはならないとあって、運営も厳しい中で努力をしている園があります。やはりそういう介護や医療や観光やサービス業や、そういうところで働く人たちにとっては、今、認可園に預けるという選択肢はないわけです。あるいは両方預けるというふうな方もあるかもしれませんが、認可園だけでは仕事が成り立たないという、家庭でそこをカバーできるところはいいのですけれども、そうでない家庭もたくさんありますから、キャリアを諦めるのか、子どもを諦めるのかというふうな家庭もたくさんあるわけです。そういうところで今は認可外の保育園が担っているわけですが、認可外にそれを頼っていていいのかという問題があると思うのです。

高松市では、2008 年にそういう 24 時間保育に本当に誠実に熱心に取り組んできた、「優良施設」というような言い方を報道でもしていましたけれども、優良な認可外の保育園が相次いで閉鎖したということがあってあります。そういうことも、やはり運営が厳しい中で心配されると思うのです。ですから、今後、やはり 24 時間保育の必要性についても計画の中に、今後つくっていく計画の中にしっかり位置づけてもらいたいし、全国的に言っても認可園になっているところもあるのです。新宿区歌舞伎町の保育園は、全国初 24 時間保育で認可園になっている、こういうところもありますけれども、そういうことも含めて今後考えてもらいたいと思うのですけれども、まず、今の 24 時間保育を認可外の保育園が担っている、そういう現状をどういうふうに認識しているのか、その重要性をどう認識しているのか。それと、その計画に位置づけて行くその点について、答弁を求めたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

24 時間保育というお話でございますけれども、保護者のニーズも多々あるかと思えます。就労の時間帯が日中の方もいらっしゃる、深夜に及ぶ方の就労もあると思えますので、保護者のニーズも多岐にわたっております。そういった部分では 24 時間保育、夜間も保育ができるという認可外の役割は、非常に大きなものだと思っております。ただ、先ほど、これもちょっとまた繰り返しにはなりますけれども、今そういうニーズ部分に対して、まだ確固としたものができ上がっておりませんので、計画の中身については、そのデータをじっくり把握した上で策定したいと思います。

○12 番（猿渡久子君） 最後に、児童館・子育て支援センターの問題です。

児童厚生員の役割という中に言われていますのが、指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携に当たるソーシャルワーカーとしての役割ということが言われています。今でも地域の中に入って行って、児童館や子育て支援センターがいろんな活動をしている、地域とのかかわりを持って活動していると思うのですけれども、やはり地域での子育てを支援していく、サポートしていくという役割をもっとしっかり果たしていくべきだというふうに思います。その点がどうなのか。

時間がなくなりましたので、あわせて中部地域に児童館・子育て支援センターをというのが、市長の選挙公約でもあります。そして、この別府子ども次世代育成支援計画、この計画にも児童館・子育て支援センターを平成 26 年度までにもう 1 カ所ずつふやすということを盛り込んでいます。その点についてはどうなっているのか。答弁をお願いします。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

児童館それから支援センターと地域とのかかわりでございますけれども、特に児童館の場合は児童館運営委員会、このメンバーでもございます子ども会や母親クラブ、自治会等の方々と常に連携を図っておりまして、お祭り事であるとか地域の行事であるとかには、いつもかかわって行動しているところでございます。

それから、支援センターにおきましても、公民館や商店街の空き店舗、それから商業施設などに職員が出向いて相互交流を行うなど、積極的に交流を図っているところでございます。

そして、中部地区における児童館の建設というお話でございますが、引き続き場所の選定を行っているのですけれども、なかなか適地が見つからないというのが現状でございます。

- 12番（猿渡久子君） 若いお母さんの声として、大気汚染が気になるときなどでも思い切り走り回れる室内の運動場があるといい、そういう施設がぜひ石垣の地域に欲しいというような声もいただいています。

私は、先日の質疑を聞きながら思ったのですけれども、別商、別府商業高校の校舎を今後有効活用できないのか、児童館に有効活用できないのかというふうなことも思うわけですが、そういうことも含めて今後ぜひ協議検討していただきたいと思います。ぜひ公約実現、100%公約実現に努力するという答弁をいただいていますし、市長から。やはりそういう公約でもありますので、ぜひ今後また努力をいただきたいと思いますということを申し上げて、私の質問を終わります。

- 24番（泉 武弘君） 質問に先立ちまして、議長の御了解を得たいと思います。きょうの質疑の中でどうしても必要でございますので、市長、友永副市長、そして議員の皆さん方に資料を配付させていただきたいと思いますが、御了解を願います。

- 議長（吉富英三郎君） はい、どうぞ。（資料配付）

- 24番（泉 武弘君） さて、3月の議会で南小学校跡地の利用について、民活という方式が出ました。今後のこの南小学校跡地の民活のいわゆる利活用のスケジュールを明確に答弁していただきたいと思います。

- 都市政策課長（生野浩祥君） お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、具体的な予定はまだ決まっておりませんが、今まで長期にわたり跡地利用が実現していない状況でありますので、早期に対応していく必要があると考えております。できるだけ早い時期に地元住民の意見を聞くためのアンケートやワークショップを実施し、コンサルタントなど専門家の意見も聞きながら、今年度内に一定の方針を出していきたいと考えております。

また、公募を行い民間活用を図るためには、アクセス道路の整備が必要でありますので、県との協議等も含め整備の見通しを立てた上で実施時期等を検討していきたいと考えております。

- 24番（泉 武弘君） いや課長、あなたが答弁したのが、僕はわからないのです、何を答弁しているか。

まず民活ということになった場合、南小跡地の3,000坪を売却して民活をするという方法と定期借地という2つの方法しかないのです。これを、どちらを選択するのか、それともどちらも検討課題にするのか。それから、今後、今言われました、住民意見を聞く。これはいつまでに完了するのか。それで、その住民意見をどのように今後生かしていくのか。どのような見解を持っているのですか。答弁してください。

- 都市政策課長（生野浩祥君） お答えいたします。

民間活用につきましては、地元の方の意見を聞くなどでございますが、公募を行う際の条件設定をまず検討したいと考えております。それをもとにしまして、条件設定した上で公募を行いますので、その際には地元の方の意見の聞き方でございますけれども、地元の方の意見として市のほうで吸い上げ、それを検討した上で最終的な判断は市のほうで行いたいと考えております。

- 24番（泉 武弘君） さっき言ったでしょう、3,000坪を売却して民間の力を借りるのか、

定期借地として民活をやるのか、この2つしか選択肢はないのでしょうか。別府市は財政対応力がない。ならば、民活をやる以外にない。民活の方法は定期借地と売却、これしかない。定期借地の場合の問題点はどういうことになるかといいますと、3,000坪を別府市が未来永劫に行政がかかわっていくという問題点があります。それと、定期借地の問題点は、定期借地では事業を実施する人が、銀行融資を受ける際の担保物件を設定できない、こういう問題が起きてくるのです。そうなってくると、おのずから売却という方法が一番可能性としては高いのかなという考えがありますが、部長、答弁して。

○建設部長（糸永好弘君） 答えいたします。

議員さんが言われるように、昨年9月、市長から南小学校の跡地について、建設部のほうで検討するようという指示を受けました。基本的には、市長とお話しして、もう民活でやるということで。そして、現時点では売却及び今、議員さんが言われた定期借地、どちらがいいのか、それはまだ結論は出ておりません。今後、先ほど課長が言われたように、地元住民とも協議しながら最善の方法を住民と話し合っただけで決定したいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 市長、市長、顔を上げてください。定期借地をやるということになりますと、底地部分を行政が持つということなのです。そうなりますと、底地がある以上、行政が未来永劫に管理していくという義務が生じるのです。もう今から先、小学校は統合、中学校が統合、別商の残余地が半分。こうなってきましたら、行政が管理にかかわっていくということで行政経費が膨らんでいくのです。売却以外にないのです。どんな視点から見ても、売却以外にない。別府市が何十億も投資してこの南小学校跡地をやるのだったら別です、今の財政対応力でできないというのは、もう市長自身が一番わかっています。そこを十分しんしゃくして、この方針をできるだけ早く出してください。

私は再度申し上げておきます。もう売却以外にない。別府市がかかわって行政経費をかけるべきではない、こう思っています。

そこで、もう1点伺います、3月議会の積み残し。空き家、特に既存不適格と思われるもう居住用に適しないもの、具体的にお聞きしました。永石温泉下側に長屋、これについては、今後いつまでにどういう方法をとられるのか。もう言いわけは聞きたくありません、いつまでにどうされるのか答弁してください。

○企画部長（大野光章君） 答えいたします。

永石通りの空き家の問題については、平成22年以降住んでいないのが現状であります。その間、いろんな調査をしております。簡単にお答えだけ申し上げますと、今、取り壊す方向であらゆる方向で検討させていただいております。

○24番（泉 武弘君） 3年2カ月かけて、やっと結論が出ました。取り壊しの方向で検討している。大変これは前進だと思います。ぜひとも、これは火災が発生したときの住民の安心・安全という面から考えましたら、ここは市長、思い切ってやっても僕はいいと思うのです。大分市の条例ができました、取り壊しの場合に50万円補助金出しますよ。これにはどういうことがあるか、立入検査権です。それから勧告権、指導権、それに伴って命令権まで大分市の条例は含んでいます。やはり別府市は、こういう空き家というものに対する、また空き地というものに対する指導命令できる根拠条例がなければいけないと思うのです。これについて市長はどう考えますか。市長の考えを聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 御指摘の問題は、何とか法的なクリアができる部分で弁護士としっかり相談しながら取り壊しを、永石の問題は、何とか早く取り壊す方法をやれという指示はもういたしております。そういった条例をどういった形で作るのか、これを十分に検討したいと思っております。

○24番（泉 武弘君） 市長、谷の湯というのがありますね、市長の家から七、八百メートル

ルのところに。風呂本3組です。谷の湯の横に、旅館を廃業しましたね。もうかなり年数がたっています。市長、これはあなたの地元ですが、あなたはどうするつもりですか。東南の風を受けて火災が発生したら、鉄輪のまちは一気に焼失するのではないですか。あなたは、この自分の地元の旅館を廃業したところがいかに危険かは、もう十分わかっているはずですか。どうされるのですか。具体的に説明してください。

○建築指導課長（竹長敏夫君） 建築指導課として、先ほどのお尋ねの件、把握をしております。現在、所有者のほうと建築指導課のほうで接触を図っております。先日、東京在住者ですけれども、別府市のほうに来別していただいて、現地の状況を見ていただいて、善処するという方向で回答をいただいております。

○24番（泉 武弘君） 建築指導課は、大変これに前向きなのですね、これは評価します。この前言った鶴見7組の問題にせよ、かなり突っ込んで積極的にやっていただきました。これは評価したいと思います。

しかし、市長、今言ったのは、あなたの地元ではないですか。かつて、あの鉄輪では大火があったのでしょうか。旅館が焼けて大火があったのです。やっぱり市長、もうちょっと真剣に行政に取り組んでください。あなたの地元の足元ではないですか。

建築指導課、それは積極的にこの解決に向けて努力をしていただきたい、このことをお願いしておきます。

さて、平成22年、23年に別杵速見地域広域市町村圏事務組合で、私はこの資料を見せて市長に問題を提起しましたね。福岡県民新聞、「ごみ処理施設に暴力団が関与」、「市長の側近が」というくだり、書いています。それで、この末尾に出た記事を読みました。ちょっと読みますよ。「ノーコンプライアンス別府、悪さをしたければ、人は別府へ。浜田市長を応援・支援しさえすれば、必ず公共工事、利権に食い込めます。『法令遵守』という言葉など、市長は知りません。だから、違法行為はし放題。議会、マスコミ、警察は低レベルでノーチェック。悪事を働きたい人は別府へどうぞ」と、こう書いている。私は、このことを名誉毀損でやるべきではないか、こう言いましたね。あなたは、覚えておられるでしょう。ところが、これは、この記事の指摘のとおり逮捕者9名を出す事件に発展しました。

私は、判決日に裁判所に行きましたけれども、もう見るも無残でした、本当のことを言って。河村さんには2年6カ月、水永さんには1年6カ月の実刑判決が出ました。これだけ議会で指摘を受けながら逮捕者まで出した。

そこで市長、お伺いします。別府市の市長は、暴力団排除条例を制定して暴力団排除に取り組んでいます。それと、もう1つあなたは、別府市暴力絶滅協議会の会長です。今回のこの事件を、今の立場でどのようにお考えですか。聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 一連のこの事件につきましては、絶対にあってはならない、本当に大変許しがたい事件だ、このように思っております。非常に残念、遺憾であると思います。そういう意味でも市民の皆様を初め関係者の皆様方に大変な御迷惑・御心配、また別府市のイメージをダウンさせたことに対しまして、心からおわびをしたい、こういう気持ちでいっぱいでございます。

○24番（泉 武弘君） この新聞記事をちょっと読ませていただきます。こういう問題も実は出てきました。河村被告は、被告人質問で北野被告との関係を切れなかった理由を、「新焼却炉ができる来年4月以降も受託できるか白紙状態だった。北野さんには暴力団としてではなく、企業や市議会などへの人脈でつながりとめたいと思った」、こう出ている。この記事を見られた議会がどう対応するかは、市民が注目しています。

ただ、これは仄聞ですが、河村さんは、ある議員のところを訪問しているようです。それで、そのときの会話を警察から押収されているようですから、念のために申し添えてお

きます。

さて、別府市長の浜田博さんにお尋ねします。別杵速見地域広域市町村圏事務組合、2市1町でやっていますこの別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理者は、浜田博さんです。その別杵速見地域広域市町村圏事務組合に別府市長は、議会の同意を得て負担金を出しています。ところが、市長、今回の別府環境エンジニアリング、焼却炉運転業務を請け負ってあった会社ですね、公正証書原本不実記載罪、うその登記をしてつくった会社ですよ、こういうことが判決で出た。しかも、暴力団排除条例に基づいて誓約書も出しました。ところが、これもうそでしたよ。平成23年の別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会で、これは受注資格がないではないですか、法的に見て別府環境エンジニアリングは受注資格がないでしょう。それに対して事務局長が、これは手続き的に問題があった、こう言っています。

そこで、お尋ねします。市長は、特例という形で別府環境エンジニアリングに受注をさせました。別府市長にお聞きしますが、別府市の負担金が違法な会社に支出されてものに対して返還請求や別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対して損害賠償請求すべきだと思いますが、あなたの見解を聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 先ほどの答弁でも申し上げました。受注業務そのものは実行されているわけですから、弁護士と相談した結果、これは損害賠償を訴えるに当たらないという判断をいただいていますので、まだ結論は出ておりませんが、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会のほうで、事務組合のほうでこれはそういった方向で検討したい、このように思っています。

○24番（泉 武弘君） そうではないのですよ。受託業務ではなくて仕事を、受託した仕事を紹介しているから、その部分は損害賠償の対象にならない、こういう判決なのです。そこは誤解ないようにしておきます。

もともと受注資格がないものに焼却炉運転業務を発注したという責任があなたにある、別杵速見地域広域市町村圏事務組合としては、それをあなたは別杵速見地域広域市町村圏事務組合で知りながら、別府市長として委託料を支払ってきた、こう言っている。あなたが一番よく知っているではないですか、受注資格がないというのは、1時間かけてこの問題を平成23年の議会で僕が議論しているでしょう。違法に設立された会社で、受注資格がないものに税金を使った。これに対して別府市長として僕は返還請求すべきではないかと言う。そして、別杵速見地域広域市町村圏事務組合は、その違法なことを知りながら、負担金を使って焼却炉運転業務をさせた。これに対して損害賠償を別府市として求めるべきではないかということを行っている。答弁してください。

○企画部長（大野光章君） 別府市としての負担金、これについては損害賠償請求するつもりは、今のところありません。

○24番（泉 武弘君） では、お聞きしますが、会計法に基づく、地方自治法に基づく違法な支出金の取り扱いはどうなりますか。答弁してください。

○企画部長（大野光章君） 違法な支出には当たっていないと考えております。

○24番（泉 武弘君） 違法に設立されて、公正証書原本不実記載罪に基づいて判決が出た会社が、どうして違法ではないのですか。わかるように説明してください。

○企画部長（大野光章君） 今、議員が質問いただいたのは、別府市からの負担金の件でございますので、負担金については適正な請求に基づいて支出しておりますので、違法に当たらないと考えております。

○24番（泉 武弘君） あなたがその立場にいて、そういう見解をするというのは、大変情けないですね。寂しい。本来は、あなたは一番責任者なのです、公金支出の、負担金の分野では。刑事訴訟法に基づいて犯罪があると思料するときは告発しなければいけない。本

来は、あなたがそういうところに着目しなければいけなかった。

では、この問題、もうちょっと別府市で起きた事件を今から議論させていただきます。

この問題は、市長、友永副市長、答弁してください。515万円が土地売買代金として支払われました。支払われたのを市長は御存じですね、友永副市長も。この金が所有者に渡らず、第三者に渡っています。そして、この土地売買では、登記ミスによって市長が困っているからということで700万円を松山の原義信さんに水永さん、大野四郎さんが立てかえてもらっています。きょう、この傍聴席に松山から原さんはお見えになっていますが、このことを今お聞きになっていると思います。別府市から515万円の金が支払われました。それに関連して、登記ミスをしたから市長が困っているという名目で700万円を。傍聴席におられる原さんに立てかえてもらった2つの事件が混在しています。

そこで、お尋ねします。この515万円の土地売買は、もうすでに完了した、行政としては何ら問題がないというふうにお考えですか、どうですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

3月議会でも御説明をいたしましたけれども、平成20年9月5日にこの売買の契約の伺いを私どもは出しておりました。そして、9月16日に決裁に基づいて私のほうは売買契約をしたというところでございます。

○24番（泉 武弘君） 副市長、僕が聞いたのは、この問題はもう済んだ問題だ、行政としては瑕疵がなかった、支払いについては問題なかったというふうに理解しているのかとお聞きした。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

3月議会でも申し上げましたように、私どもといたしましては、建設部といたしまして、そういうあれはないということで私どもは土地の売買をさせていただきました。

○24番（泉 武弘君） 先ほど渡した資料を見てください。これは、別府市が今までこの土地売買にかかわって決裁をした資料です。関の江湯の鹿線ほか市道路土地売買契約についてから、土地売買契約書、支出命令書、請求書、支払い兼領収書、支出負担行為。この三笥さんの「笥」の字はどうなっていますか。友永副市長、答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員御指摘のように、一連の書類関係で三笥さんの「笥」という字が間違っておりました。それについては、用地買収の交渉をする中で、市のほうが作成した一連の書類を大野氏に渡して、三笥さんに捺印していただきということで書類を渡した、市が作成した書類でございます。結果的には市の内部の調査不足で、三笥さんの名前が一部違っておりました。大変御迷惑をおかけしました。

○24番（泉 武弘君） 友永副市長、3月議会で答弁したとおりだと言われましたね。あなたのほうが起案して決裁した資料の名前が違うのでしょうか。これだけではないのですよ。今お届けしていますこの表題部、謄本。謄本を見てください、市長も。この表題部は権利の移転を示す謄本ですね。3ページ目に印鑑証明がついています。4点目に登記嘱託書があります。見てください、登記嘱託書。この「ミトマ」の「トマ」も違っているのですよ。

さらに次のページを見てください。登記承諾書、この「トマ」も違っています。

さらに、登記嘱託書のもう1つのほう、この「ミトマ」の「トマ」も違っています。

それから末尾です、見てください。右の上に「4字訂正」とあるでしょう。「トマ」を見てください、一番末尾の。ここに……、市長、持っている一番最後だ。その右の上を見てください、右の。「4字訂正」となっているでしょう。この「4字訂正」はなぜ行われたのですか。これは、登記官が、この名前ではないということを指摘して4字訂正をさせられたのでしょうか。

友永副市長、答弁してください。これでもあなたのやられた行政行為は問題なかったと

言い切れるのですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

今、手元にあるのを、登記の関係でございますけれども、ちょっと私のほうは今初めて見させていただきました。そういう中でこういう、先ほど部長が申しあげましたように、そういうことでミスがあったということで大変遺憾に思っております。

○24番（泉 武弘君） あなたが、今こう言ったのでしょうか、3月議会で答弁したとおり問題ないと言ったのでしょうか。相手の「トマ」を、「ミトマ」の「トマ」が、本来はたけかんむりなのに、くさかんむりに変わっているのでしょうか。この登記嘱託はだれがつくったのですか。だれに依頼してつくったのですか。答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） 先ほど答弁いたしましたように、うちのほうは登記承諾書の様式をつくって、三笥さんの名前も入れて、大野氏に渡して、これを三笥さんに捺印してくださいということで渡して、捺印した書類を私のほうはもらったということでございます。

まず最初、渡すときにその「トマ」の字が違っていたのを内部でチェックできなかったということでございます。

○24番（泉 武弘君） 市長、副市長は、もっと事の重大性に気づいてください、私が今この議会で何を指摘しているのか。この書類は、実は三笥さんから相談を受けて、今、別府市を相手に訴訟をする準備をしています。弁護士事務所で私も実は見させてもらったのです。これはどういうことに当たるかといいますと、有印私文書偽造及び行使という罪に問われるのです。わかりますか。しかも、この登記嘱託を所有者に確認もしないで大野四郎さんにつくってもらったのでしょうか。違うのですか。答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） 先ほど答弁したように、書類自体は市のほうでつくりました。ただ、それを大野に渡して、三笥さんに捺印してくださいということで渡した書類でございます。

○24番（泉 武弘君） どうしてあなたたちは……三笥さん、所有者である三笥さんにただの一度も確認していないのですね。3月議会でこれだけ大きな問題になりましたね。ミトマさん、それから傍聴席におられる原さん、当時の建設部長、それから担当者、大野さん、水永さん、聞き取りしたのですか、しないのですか。してなければ、その理由を教えてください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

この事件といいますか、昨年1月に一連の事件が発覚し、三笥さんが役所のほうに見えました。そして、その三笥さんと私は、昨年1月に会いまして、そのときに三笥さんと話をして、三笥さんは、そのときの話の内容としては、寄附を断られ、第三者へ処分を依頼した土地であり、土地代金ももらっていない。市に迷惑をかけるわけにはいかないと話であったため、この問題に対して理解しているものだと思っております。

そして、今度、原さんに対してでございますが、やはり昨年1月に原さんからてんまつ書が送付され、それに対しては回答しております。

そして、本用地買収と原さんとの直接の因果関係はないと判断したため、原さんとは接触はしておりません。平成20年7月から12月の半年間にかけて、私が、水永氏、大野氏と用地交渉したのですが、その時点で一言も原さんの件は、市のほうは全然聞いておりません。だから、市のほうとしても、その原さんの件については、昨年1月に初めて知ったことでございます。

○24番（泉 武弘君） それでは、もうちょっと掘り下げて、順序よく行きましょう。

三笥さんは、約1年間にわたって寄附をしたい、スパランド豊海にある土地を寄附したい、こう言ったのです。ところが、当時の担当者は、いや、別府市は要りません、こう言って断った。それで、今、部長が言われたように、第三者に会ってということと言われました。

それはてしまさんの件ですね、あなたが言っているのは、てしまさんという方が、この別府市で影響力がある。これは関係者の話ですよ。影響力があるので、寄附を依頼した、こういうことなのです。売却を依頼しているのではないのです。そのことが、いつの間にか寄附というものが、一転、水永さん、それから大野さんが介入することによって、今まで寄附、64筆だったか、この全てを寄附しますというのが、買い取りに変わったのです。その事実、間違いありませんか。答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

私の記憶によりますと、平成20年7月から水永氏、大野氏と協議を始めたのですが、その途中で一度、先ほど議員さんが言われた第三者の方に、大野氏から連れていかれました、ちょっと会わせたい人がいるということで。会ったときにこの第三者の方から、三笠さんからこの三笠さんの土地についておれは全部委任を受けている、だから、これを買い取ってくれということを言われました。

○24番（泉 武弘君） そこで、今まで三笠さんはずっと寄附したいと言っていたのです。そして、第三者が出てきて、おれがもう全部受けているのだ、受任しているのだ。だから、買い取ってくれと来たのでしょうか。そういうことですね。なぜ三笠さんに確認しなかったのですか。

部長が一番よく知っているでしょう、三笠さんは、個人情報の開示請求をして、初めて自分の土地が売買されていたということ、個人情報の開示請求で知っています。あなたがこれを一番よく知っているわけです。三笠さんは、自分の土地が売られたというのは知らなかったのです。それで、今もって三笠さんが別府市に売買代金の請求をしないというのは、三笠さんは今もって寄附ですよ、こう言っている。前所有者が今もって寄附と言っているものを、どうしてあなた方は買うのですか。友永副市長、どうして買うのですか。寄附したいというものを断って、買ってくれという人のものを買った。これはどう理解すればいいのですか。わかるように説明してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

私どもは、私もこの平成20年7月以降、若干このことについて2人ともお会いをいたしました。その中で私どもといたしましては、内容等を私はわかりませんでしたので、お聞きをする中で売買の話が出ました。そういう中で2筆についていろいろ話をする中、建設部との話の中で、建設部のほうとしては、あの2筆についてはどうしても市として必要だということを判断されたので……（発言する者あり）そういう2筆について必要であるというふうに判断されましたので、私のほうは建設部の意向に沿ってそうさせていただきました。

○24番（泉 武弘君） あなたが言っているのを、僕は理解できない。今まで寄附したいと言っていた中の土地が、別府市にとって一部必要だから買った、こう言っているのでしょうか。こう言ったのでしょうか。そう言ったのでしょうか。それなら、三笠さんに「三笠さん、話が違うではないですか。あなたが寄附したいと言っていた方針はいつ変わったのですか」と確認するのが当たり前ではないのですか。確認しなくて、窓口で515万円現金で第三者に払ったのでしょうか。これも確認しなくてよかったのですか。市民の金をそういう形であなた方は使うということですか。それで問題はない、この件は解決済みだと言うのですか。登記嘱託について別府市が起案した。三笠さんは、その登記嘱託書も何も見ていない。大野さんと別府市がやり取りして、所有者は全然知らない。こんな売買があるのですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

私どもといたしましては、委任状がございましたので、その委任状に基づいて私どものほうはさせていただいたということでございます。

○24番（泉 武弘君） 委任状について三笠さんに確認しましたか、どうですか。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

この半年間、平成20年のこの半年間について、三笠さんに一度も確認はしておりません。

○24番（泉 武弘君） では、どうして三笠さんの意思だと言えるのですか。三笠さんは、別府市に寄附するということを委任している。先ほど言ったでしょう、個人情報開示請求に基づいて資料をもらって、初めて自分の土地が売買されたということを知った。行政上の瑕疵というのは、こういうことを言うのではないのですか。

この一連の中でどうしても解せないのが何点かある。なぜ所有者三笠さんに確認をしなかったのか。当時の関係者で市の関係者、なぜ聞き取りをしないのか。そして、3月議会で問題指摘をしながら今日まで関係者に誰ひとりあなたたちは聞いていない。それで答弁を求めれば、「3月議会で答弁したとおりです」。そして、別府市の決裁書類を示せば、「三笠」の「笠」が全部違っている。登記嘱託まで違っている。これであなたは胸張って言えるのですか、間違いないと。もう一回答弁してください。

○副市長（友永哲男君） 一連のこの三笠さんの「笠」という字の分については、私どもといたしましては、大変反省をいたしております。

○24番（泉 武弘君） 私は、これをなぜ問題にするかといったら、三笠さんに権利売買をしますよ、嘱託登記が必要になったのですよ、今、原さんが見えているけれども、これにはあなたが同意しているのですねという確認行為を行政は行わなければいけなかった。それを怠ってしまったのです。だから今言えることは、515万円が、所有者に関係ないまま第三者に払われ、今の別府市の見解では、それでも問題ありません、こう言った。

友永副市長、あなたがこの前の議会でこう言いました。2回会った、水永さんに2回会ったと言いましたね。誰から指示を受けて会ったのですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

建設部のほうからこの件につきましての説明、相談がございました。その中において水永さんの話が出ましたので、現の建設部長と私と2人で話を聞きましょうということで、私のほうが参ったということでございます。

○24番（泉 武弘君） くどいようですが、このやり取りの場面をごらんになっている市民は、恐らくこう思うのが当たり前だと思いますがね。なぜ別府市は、本人が寄附したいというのを断ったのか。そして、第三者が出てきてから一転、買収に動いた。その売買のことすら所有者は知らなかった。それで、別府市が一連の決裁を見ると、「ミトマ」の「トマ」の字が全部間違っている。これは単純なミスでした。こんな問題ではないでしょう。嘱託登記の中で登記官から4字訂正、これは所有者の名前が違うのですよと指摘されているのです。「4字訂正」と書いているでしょう。それでも行政に瑕疵がなかったと言えますか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

この登記につきましては、私のほうといたしましては、大変瑕疵といえますか、私のほうのミスだというふうには思っております。

○24番（泉 武弘君） 登記にミスがあったものが、所有権移転された。これをどうするのですか。3カ月あったのです、3月議会から。あなたたちは、市役所内部でこの問題を3カ月かけて全てを調査しなければいけなかった。何ひとつ調査していない。私がいろいろ問題点を指摘したけれども、調査しない。嘱託登記そのものが登記官から指示されて訂正をする。これ、行政の優位性なんか言えるのですか。もう明らかに嘱託登記、これは違法ですよ。有印私文書偽造、これは言い切っておきます、私は。しかも、それを行使して登記までやった。あなたは、有印私文書偽造及び行使という分野でどういうふうに法を判断しますか。あなたの見解を聞かせてください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

有印私文書偽造、刑法の第159条でございます。その件につきまして、もし何らかがあれば、私のほうといたしましては、弁護士と相談をして対処いたしたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 「何かがあれば」……、あったと言っているのではないですか。今示したでしょう。明らかに三笥さんが知らないうちに三笥さんの印鑑証明がつけられ、三笥さんが印鑑を押したようになっているでしょう。そして、しかも登記官から、いや、その「ミトマ」は「トマ」が違いますよと、訂正までされているのでしょう。「何かがあれば」ではなくて、あっているのです。だから、どうするのですか。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

今さっきから議員の御指摘がございました。そういう面につきまして、私どもといたしましては、整理をしながらこの件については、また弁護士と相談していきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 弁護士と相談、そんな問題ではないでしょう。もう明らかにそこに「4字訂正」という登記官から指示されているわけです。決済書類も名前が違っている。これは弁護士と相談するもしまいも、あなた方がつくった書類ではないですか。

市長、この問題、原さんももう80歳になろうかという方です。松山から先週もお見えになった。それで、また、きょうもお見えになっている。原さんのお宅では大変問題になっているのです、700万円だまし取られたという問題で。その1人が市長の名前をかたった。

建設部長、あなたは、原義信さんがイズミから——スーパーイズミですね——市長に電話したくだりを聞きましたね、テーブルをたたいて怒られたでしょう。そのときに、原さんはそのときの状況をどのようにあなたたちに説明しましたか。あなたと道路河川課長に同席してもらったでしょう。どういうふうに言いましたか。原さんは、なぜそのことを信用したかといったときに、水永氏が市長に電話したくだりを言いましたね。どう言いましたか。説明してください。

○建設部長（糸永好弘君） 先週、原さんに会ったときにその説明は聞きましたけれども、詳しくはちょっと今、記憶にありません。済みません、どうも。

○24番（泉 武弘君） 公務員のさがかもしれませんが、都合の悪いことは思い出したくない。

こう言ったでしょう、原さんが、イズミから市長に電話した。そして、そのときにこうこう、こういうくだりがありましたよ。おまえたちはぐるでやったのではないかと怒られましたね。組織的にぐるでやったのだらう。このことについては、原さんは12時20分から記者会見しますから、明らかになると思いますよ。やっぱり私は全てをさらけ出す必要があると思う。515万円も金の行方が第三者に行っている。嘱託登記の内容においても大きな間違いがあった。それについて友永副市長は、弁護士に相談する。前の議会から3カ月間、何らの調査もしていない。私が特に問題にしているのは、内部調査ですよ。

ここに、嘱託登記のところに、前道路河川課の担当の人の名前がありますね、あえて出しません。起案者欄に名前があるでしょう。これは、議場で間違っただけではないから、事前に道路河川課長立ち会いのもとで本人に確認をしました。「私は、これを見たことはありません。三笥さんについても私は知りません」、こういうことなのです。

市長、副市長、私が議員という立場で聞いても、そういうことぐらいはわかる。あなた方は、なぜ3カ月間調査しなかったの。調査したら、何か悪いことがあったの。なぜ調査を3カ月間しなかったのか、具体的に説明してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

3月の御指摘、いろいろございました。その中で調査をしなかったということ。その中

の1点として、今は登記の問題が出ました。これは今、私はちょっと、大変申しわけないのですけれども、今お聞きしたということで、また、いろいろ建設部の中でそういうものがあつたということもちょっとお聞きしていなかったの、大変申しわけないなというふうに思っております。

そういう中で、また私どもといたしましても、早急に私どもの中で結論を出していきたいというふうに思っております。

- 24番(泉 武弘君) きこのう、ある議員が、市長、副市長の不協和音ということを行いましたね。もうあなたたちは、正・副市長なんかいう資格ないよ。やめなさいよ、もう。515万も公金が支出されて、所有者も知らない。そして、3カ月間内部調査もできない。今、嘱託登記のものを出したら、初めて見た。冗談ではないよ。市民の税金を何と考えているのですか、あなたたちは。何を根拠に基づいて支出しているの。会計管理者だって、そうでしょうが。現金515万円を窓口で渡す。会計課は、多額の金だからそれはできませんというのを、わざわざ担当課が立ち会って渡しているのでしょう。そこまで、なぜしなければいけないの。なぜしたのですか、そんなことまで。会計課が、そんな巨額な金は現金支払いできませんと言ったら、現金支払いしなければいいではないですか。ここには何か不思議な力が働いている。私の常識をはるかに超えて何かが行われている。それを調査する必要があるにもかかわらず調査していない。もう、あなたたちはやめなさい。これは軽微な問題ではないよ。

別府環境エンジニアリングに対する問題指摘をしました、何回も。とうとう特例ということで工事を発注し続けました。それで結果、逮捕された。起訴され、有罪になった。それで、今また別府市においても公金515万円がどうなっているかわからない。調査もしようとしない。こんなことで市民の信頼をつなぎとめることができますか、あなたたちに。もう市政の体をなしていない。

もう1つ。議員の皆さんには耳に痛いことかもしれませんが、私は、議会の議決責任というのではないのかなということで、今回真剣に調べさせていただきました。そうしましたら、三重県議会でシンポジウムが開かれています。そのときに……、あ、京都の京丹後市も同じようにしています、「議決責任」という言葉を使っています。議会には議決責任がある。それは、議会という組織と議員という個人にある。その責任は議決後に生じる、こうなっています。

別府速見地域広域市町村圏事務組合で違法に受注資格もないと議会で指摘しながら、賛成者多数で認めてしまった。この責任は問われます。これは逃れません。これは、市長の執行責任と同じように、やっぱり議会も大きな責任を負いました。それにも増して今回の別府市の515万円の土地売買事件。予算を流用してまでやったのでしょう。そこまでしなければいけなかったのに何があるのですか。もうそろそろ苦しい胸のうち、吐露したらいかがですか。副市長、本当のことを話したらどうですか。

- 建設部長(糸永好弘君) お答えいたします。

3月議会でも答弁したように、最初はやはり寄附ということで話を水永氏、大野氏と始めました。いろいろ用地交渉していく中で、このまま協議不成立であれだけの土地が宙に浮いたままの状態になれば、住民に多大の被害が及ぶ可能性もあるということで、市のほうからのり面については、のり面部分の上に住宅があります。そして、下については道路を挟んでスパランド豊海の住宅地です。そののり面が、もし将来的に何かあつたときには個人で管理できるような土地ではありません。そしてまた、毎年草刈り等のことを、さとうベネックのときはそれをやっていたわけなのですけれども、個人でやるのも難しいということで……

- 議長(吉富英三郎君) 部長、もういいですよ。

○建設部長（糸永好弘君） その部分については、市のほうで買収するということで一応話をしたわけでございます。

○24番（泉 武弘君） そんなことは誰も聞いておりはせぬ。そのときも含めて寄附すると言ったんでしょう。その土地だけ買ってくださと三笥さんが言ったの。その土地も含めて寄附すると言ったのでしょう。

それよりも市長、嘱託登記について明らかに間違っている。これは、嘱託登記というのは、権利の移動に関する、所有権の移動に関する問題、大変大きな問題。そのことを三笥さんは知らないままに、大野さんがつくった書類に基づいて嘱託登記を登記官に持っていった。登記官が、「いや、これは『ミトマ』の『トマ』が違いますよ」。訂正された文書を今お渡ししたでしょう。これでも行政に問題がないというふうにあなたはお考えですか。答弁してください。市長が答弁してください。

○市長（浜田 博君） 一連の今のいわゆる登記の字の訂正の問題等々、私もきょう初めて見せていただいて、本当に驚きました。こういう市側のミスもあったのかなということを確認させていただきました。しかし、このことはしっかりと、これからこういうことは二度と起こらないような、委任状に対しても本当にやっぱり本人が委任した業務かということを再確認する必要があるなということ、本当に今感じております。そういったことも含めて、これからは二度とこういったことが起こらないようにしっかりと頑張っていかなければいけない、こういう思いでございます。

○24番（泉 武弘君） だから言ったではないですか、3月議会から今日までなぜ調査をしなかったのですか。

友永副市長、開き直りなさんな。あなたが担当副市長でしょう。こういうミスがあったらミスがあったで、謙虚にやっぱり反省し、その謝罪を述べるのがあなたの立場ではないのですか。あなたの先ほどの、開き直りですよ。どんな角度から、私が1万歩譲ったとしても、市民は理解しません。

この問題は、いつまでに調査結果を議会に報告してくれるのですか。この場で約束してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

先ほども私は申し上げました。弁護士と相談したいということでございますので、来週も顧問弁護士との連絡をとり次第、私どもといたしましてはお話に行きたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 顧問弁護士と相談されることは大変いいことです。しかし、有印私文書偽造並びに行使で訴状が別府市の担当者を相手に、今、弁護士が準備をしています。これだけは訴状が出ると思います。そうなるからでは遅いから、早目にみずからがどうであったのかという調査が、私は必要だということを指摘しておきます。

先ほど、議場にこういう新聞の切り抜きを配らせていただきました。市長、あなたが100歳のところに大変まめにお祝いに行かれています。「市長はやっぱり優しいな」という声がある反面、「市長は、もうちょっとほかにすべき仕事があるのではないですか」という声も聞こえてくるのですよ。

そこで、この「東西南北」の記事をちょっと読ませていただきます。「ちょうど40年前のきょう、元別府市長脇鉄一氏が、国立別府病院で亡くなった。77歳だった。別府市出身、弁護士。任期は46年から55年まで。在任中は、50年先、100年先の計を立て、目標に向け邁進した。別府国際観光港の建設は、地方の市には難題だったが、GHQと交渉して実現した。別府国際観光温泉文化都市建設法の制定にもこぎつけた。著書『ある市長のノート』で、僕の退任後は活用されていないと悔しがっている。文化人で、教育文化面にも功績は大きい。県立芸術文化短大の前進となった別府緑丘高校の開校に貢献、別府市美術館

を開館した。川端康成、高浜虚子などとも交友があった。清貧に生きた。任期中に市長の恩給を廃止し、市長選に破れて市長公舎を去る際、いまだに手のひら大の土地も膝を入れる自分の家とてない始末。仕方なく友人宅の隅に仮住まいをした。なぜこんな人物が市長の座を追われたのか。時代おくれのばか者と言われても、選挙必勝法はしないと公言した」。

これからは特に市長、あなたに聞いてほしいくんだりです。「必勝法とは、仕事よりも次の選挙準備をする、市民の冠婚葬祭には満遍なく礼を厚くする、市全体の利益になることでも、反対者があることには手をつけない。市長みずからイニシアチブをとらず、議員任せにするなど、亡くなる1週間前、おいが運転する車で高台から別府国際観光港を眺め、『これが僕の形見だ』と感慨深げに語った。功績は多大なのに忘れられた存在。せめて県内政治の手本にしてほしい」。

僕に協鉄一元市長の声が聞こえるわけではありませんが、「浜田さん、しっかりしなさいよ。もう少し政治をしてくださいよ」という声が聞こえるような気がしたということを上申して、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（荒金卓雄君） 再開いたします。

○15番（平野文活君） それでは、きょうの私の質問の中心は、ごみ行政に関することが中心であります。したがって、ちょっと流れの関係で議長にお願いしますが、通告の1の2を一番トップに持っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（荒金卓雄君） はい、承知しました。

○15番（平野文活君） そういうことで、土地買収に係る詐欺行為に対する対応についてということから始めます。

これまでの当局の説明、あるいは議会でのさまざまなやり取りでいろんな点が明らかになっておりますが、この問題は、逮捕されたけれども不起訴になったという形で決着がついている、法的な意味では。ということだけれども、不起訴になったからこれで一件落着くということで済ます気なのかということが、私の質問の中心です。

本来なら、寄附で受け入れていた土地であります。そして、中間に代理人が入って交渉することによって買収することになった、こういう経過です。これまでの当局の説明では、必要な書類が全部そろっていたから、市の対応としては落ち度はなかった、代金の支払いも含めて、という説明をずっとしてまいりました。しかし、これまで明らかになった、きょうの前の議論もあわせてですが、買収交渉それ自身が、土地の所有者から委任された行為ではなかったということが明らかになったわけです。

したがって、これは原点に戻るべきだと私は思うのです。いわゆる寄附の受け入れということで決着をつける。その買収交渉、それから代金の支払いまで含めた経過、途中の中間の経過、これは不正行為だということを市自身が認定して、そして、大野、水永両氏に対して代金の返還を市が求める。そして、改めて土地の所有者と話をし寄附を受け入れるという形であれば、1つの決着というふうに私は思いますが、どう思いますか。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

本件の用地買収につきましては、先ほど説明したように、代理人を通して市のほうに用地買収、買ってくれないかという話がありました。市のほうとしては、最初から用地買収ありきで話したわけではなく、最初の前段での寄附の話があったので、その話で交渉を始めました。でも、その代理人の話では、先ほど話した三笠さんには、この土地はもう権利はないのだということで、それが本当かどうかわかりませんでしたけれども、一応それを信用して用地交渉に入ったわけです。だから、先ほど言ったように、途中で一部を用地買

収するという話になったわけで、最初から市のほうが用地買収ありきで交渉を進めたわけではありません。

それと、必要とする書類が印鑑証明、それとか実印の捺印、そういうふうな書類が提出されており、正式な手続に基づき支払いをしたと思っております。また、取得した用地も、現在公共用地として、市が今、のり面を管理しております。それで草刈り等もやっております。市が被害を受けたものではないと判断しており、市より両氏に対しての訴訟はできないものと考えております。

- 15番（平野文活君） 書類がそろっておった、相手を信用しておった、市に落ち度はないというふうに一貫して言われておりますが、泉さんも指摘しましたように、私は、最大の落ち度は本人の確認をしなかったというところにあると思います。土地の買収や何かで代理人が出てくるということはあるかもしれませんが、その場合には当然本人に代理人と交渉していいですかという確認をすべきだし、ましてや代金の支払いを代理人にするというような場合、当然これまた本人に、こういう代理人に現金で渡すということになりましたが、いいですかと確認するのが普通ではないかと思えます。ですから、そういうことをされないままというの、やっぱり市に落ち度があったというふう思うのです。相手を信用しておったということですけども、去年の1月に松山の方、そして土地の所有者御本人からも市に問い合わせがあって、そして、自分は委託した覚えはない、代金はもらっていないということがわかったわけでしょう。それまでは信用しておったかもしれぬけれども、もうその時点では、あら、これは詐欺ではないかということが明らかになったわけですから、もうその時点で市として、詐欺行為として告発する、そして、大野、水永両氏には代金返還を求めるとい、市がそういう対応を当然すべきだ。にもかかわらず今日までずっと放置したままになっている、そういうふうには私は思います。

このまま一件落着で終わらせたら、詐欺行為を市が容認したことになる。市の公金がだまし取られるという事態が発生しても何もしないということであれば、不正に市が手を貸したことになる、私はそう思いますが、いかがですか。

- 建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

今回の事件発覚後、さまざまな状況を考えて、確かに行政が土地所有者と会わなければ悪かったと思っております。交渉過程で土地所有者に確認しなかったのは、市の配慮が足りなかったと考えております。しかし、昨年1月に土地所有者が訪ねてきました。そのときに話したときに、土地所有者は、もう第三者に土地の権利関係、全部預けて自分の手を離れた後の問題だったので、市のほうにいろいろ言うこと、考えはありませんということで帰っていきました。それで市のほうとしては、実際正規の単価でのり面の買収をしておりますので、先ほど言ったように、訴えるようなことは考えておりません。

- 15番（平野文活君） 先ほどの泉さんの質問では、御本人が告訴するという準備しているというお話でありましたね。もしそういう事態になって結果はどうなるかわかりませんが、もし市が不正に手を貸したような認定がされた場合には、こう今までずっと言ってきたことが間違っておったということが改めて明らかになるわけでしょう。私は、そんなことになる前に当然もう去年の1月の時点で判断すべきだったと思うけれども、今からでもやっぱり寄附を受け入れる、買収は不正な行為だ、買収交渉は。したがって、そう宣言をして、その代理人と称するお2人には返金を求めるとい、市はきちんと態度を明らかにするとい、別府市自身のためにも必要だと、私はそう思っております。答えが出ないと思えますので、この点についてはこの程度にしておきたいと思えます。

さて、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の問題、ごみ行政にかかわる問題でございます。

平成25年度の藤ヶ谷清掃センターへの別府市の負担金は、7億5,000万円です。そして、

別府市の負担率は68%、建設費用更新事業分として3億6,000万円、通常の業務費として3億8,000万円というのが、今年度の予算の関係であります。多額の予算が使われております。この市民の税金が、暴力団の資金源にされていた。これはまた前代未聞の不祥事でありまして、警察や裁判所任せにして済む問題ではないというふうに思います。2市1町で構成する別杵速見地域広域市町村圏事務組合は、なぜこんなことになったのか徹底調査をすべきだと思います。

しかし、さきの別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会で我が党の議員も質問しましたが、調査はしない、お願いをしております、文書で質問状を出していますというような程度で済ませております。別杵速見地域広域市町村圏事務組合がそういう対応をするのであれば、私は、多額の負担金を出している別府市長として、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理者に対してきちんと徹底調査をすべきではないかということ言うべきではないかと思います。

地方自治法の第199条第7項に、委託先への調査権という項目があります。本文を読みますと、「監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」、こうなっております。地方自治法は、当然別杵速見地域広域市町村圏事務組合にも適用されると思います。ですから、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理者が要求すれば財政援助は、与えた相手先、例えば別府環境エンジニアリング、そういうところの事務、財政についての監査もできるというふうに思います。

この条項に係る国の通知として、次のようなものがあります。市の特定の事務、または特定の事業の経営を私人——私、民間です——に委託した場合、委託を受けた私人の事務そのものは、監査の対象とすることはできないが、委託した地方公共団体の事務を監査するのに必要があれば、当該委託を受けたものに対して出頭を求め、調査し、または帳簿、書類、その他の記録の提出を求めることができる、こうあります。つまり、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理者は、別府環境エンジニアリングに対して調査することができるのです。帳簿の提出も全部求めることができます。

したがって、私がこの件で言いたいのは、別府市長浜田博として別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理者浜田博に対して、きちんと調査しろ、こういう権限を活用しろということ言うべきではないかと思いますが、いかがですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

地方自治法のこの監査請求につきましては、清掃センターの業務は別杵速見地域広域市町村圏事務組合ということでございまして、委託している業務でございまして、別府市としては、監査はできないと私は考えております。

この件につきましても、別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局ともしっかり話をしていますが、この地方自治法の規定というのは、補助金、さらには助成金などの財政的援助を行っている団体等に対し監査を行うことができるというものでありますので、業務委託先については、当該条項の対象とならないものであり、監査請求を行うことはできない、このように認識をいたしております。

○15番（平野文活君） 別府市が別府環境エンジニアリングに対する監査ができない、これはもう当然のことです。だから、私は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対して別府市として要求しなさいというふうに言ったわけで、別杵速見地域広域市町村圏事務組合としては、委託先の監査はできないが、必要な書類の提出を求めることはできる。調査はできるのです。だから、この権限を活用しなさいと言っておるわけで、できないというのは違いますよ。

○市長（浜田 博君） そのために、逮捕者が出た時点で資料請求等もいたしましたし、全部警察に上がっておりますから、真相究明のための最大限の協力をしようという姿勢を示して、別府市としては最大限協力をしてきた、このように思っております。

○15番（平野文活君） そういう答弁だろうと予想はしてはしておりましたが、この監査の問題については、最後にもう一度させていただきます。

さて、本題の環境行政について入ります。

私は、この数年来、議員になってからと言ってもいいかと思いますが、別府市のごみ行政が少しおかしい——広域も含めてですけれども——という疑問をずっと持ってまいりました。なぜこういう結論が出るのだろう、何か利権絡みで動いているのではないかというような疑問さえ持ってまいりました。

そこで、まず第1点として、ごみの減量計画についてお伺いをしたいと思います。

私は、4年間別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員ではありませんが、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員であったときに、新しい炉をつくるという計画段階の議論で、235トンというのは大き過ぎる、大きな炉をつくれれば、それだけ建設費もかかる、費用がかかる。だから、最大限ごみの減量をまず徹底して、炉を小さくしなさいよ。せいぜい200トンで十分足りますよということをずっと言ってきました。しかし、この主張は受け入れられませんでした。

そこで、別府市の減量計画についてお伺いしたいのですが、平成19年3月にこういう一般廃棄物処理基本計画というものを別府市が作りました。この中で家庭ごみと事業系のごみについて、平成17年度を起点に平成29年の目標というのを定めてあります。どういうふうに定めているか、課長、答弁してください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

先ほど議員のほうから言われました一般廃棄物ごみ処理基本計画、平成19年3月策定分でございます。これは、平成17年度の収集実績から、今、議員から報告がありましたが、目標年度は平成28年度ということになっております。燃やすごみにつきましては、平成17年度実績で2万5,692トンを、平成28年度2万2,257トンというふうに減量するという指標を提示してございます。

○15番（平野文活君） 失礼いたしました。私、勘違い、平成28年度ですね。家庭ごみについては、平成17年度に2万5,692トン別府市のごみが出ているのです。それを2万2,257トンに、12年間で13%減量するという計画になっています。事業系ごみについてはいかがですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

同じくこの計画の中では、平成17年度実績値2万6,759トンが、平成28年度には2万8,715トンというふうに増加する目標設定となっております。

○15番（平野文活君） ふやす計画になっている。これは減量計画ではないのですね。どうしてこんな計画をつくったのだろうと、非常に疑問に思います。事業系ごみは減らさない、ふやしてもいいですよという計画であります。

同じ平成19年に大分市は、つまり事業系ごみの中には、本来産業廃棄物として処理しなければならない物が多数入っている。これはもう全国どこでもそういう状況であったわけです。そこで大分市は、あわせ産業廃棄物、リサイクル可能な紙類の受け入れを平成19年から廃止した。その結果どうなったかということ、可燃ごみについては、平成18年からの6万5,000トンから、2年後の平成20年の4万3,000トンに、2万2,000トンも、34%も減らすことができました、事業系ごみの燃やすごみ。不燃ごみについては、平成18年に3万3,558トン入っていたのが、何と2年先には2,844トン、実に91%削減することができております。大分市並みにこの事業系ごみの分別をきちんと徹底するというふ

うにしたら、どれだけの減量ができると思いますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

事業系ごみを、大分市と同じように産廃等を搬入すること自体をやめた場合どれだけの減量ということでございましょうか。（発言する者あり）

事業系ごみにつきましては、平成24年度実績量が2万2,742トンということでございますので、もし大分市のようなパーセンテージで行えば、2万トン近くの減量が、もしそういうことが行われればということでございますが、そういう御回答になるかと思えます。

○15番（平野文活君） いわゆる燃やすごみ、可燃ごみ、事業系ごみは平成24年度2万4,482トン別府市が受け入れておりますが、あ、2万1,000トンですね、間違いました。平成24年度は2万1,032トン。大分市は、先ほど言ったような措置で2年間で34%削減したのです。そして、平成21年には1,900の事業所の出すごみに対して立入調査をしています。ですから、もっと削減できていると思えます。私は、少なくとも半分ぐらいは減らしたのではないかと思うのですけれども、だから事業系ごみをきちんと分別をしたら、産業廃棄物はもう受け入れられませんかというふうになれば半分で済む。2万1,000トン受け入れていたのが1万トンは減らせるだろう、私はそう思います。

次に、リサイクル率についてお伺いしたい。

国は、全てのごみの量、ごみの中からどれだけの資源化をしているか、リサイクルをしているかというリサイクル率というのを示しております。平成22年度で24%の目標を国自身が掲げているわけですが、別府市は、現状はどうか、目標はあるかについてお伺いしたいと思います。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

別府市のほうでのリサイクル率ということでございますが、平成23年3月に策定しております別府市総合計画で一般廃棄物の再資源化率として、平成27年度22.77%を目標に掲げてございます。

○15番（平野文活君） 現状の達成は、現状は何%ですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

現状、平成24年度の再資源化率は16.09%でございます。達成率は20%ということになってございます。目標達成率は40%ということになりますので、まだ半分のところにとどまっているということでございます。

○15番（平野文活君） 平成24年度が、今、16.09%、目標年次平成27年度で22.77%ということですが、これも大分市から資料をいただきましたけれども、資料の中での比較的新しいものは、平成23年度の実績で21.9%ということでございまして、平成29年の目標は40%以上というふうに定めてあります。これは、大分市と別府市を比較すると、別府市が目標にしている平成27年度の目標数字をほぼ、現在大分市はもう達成できている、そういうことが言えます。

もし、この別府市も大分市並みにリサイクル率を高めるとしたら、どれくらいごみ全体の減量ができるか。これもちょっと試算をしてみる必要があると思うのですが、いかがですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

現段階、大分市並みの40%というリサイクル率の計算は、ちょっと持ってございません。

○15番（平野文活君） 大分市の——どこの市も一緒ですけども——法律がありまして、容器包装リサイクル法に基づく分別を順次やっているわけです。大分市は、全ての項目について分別をしております。別府市は、第5期分別計画で平成22年度からプラスチック製容器包装の分別収集をやりますと別府市が計画を立てた。ところが、別杵速見地域広域市町村圏事務組合は、いや、もうプラスチックの分別はしません、プラスチックも含めて

焼却炉で燃やしますという方針を同じ時期につくった。私は、前の議会でも、何回か前の議会でもこの問題を厳しく追及しましたが、同じ時期につくった方針が、別府市長浜田博の名前で出た方針と、管理者浜田博で出た方針が、なぜ180度違うのかということの問題にしましたが、別府市は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の方針を優先させ、別府市が立てたプラスチックの分別をするという方針は撤回してしまった。これまた不思議な結論だなというふうに思うのですが、今のごみの中にプラスチック製容器包装類、これがどれくらい割合で含まれているのか。もしこれを100%分別したらどれくらい減量できるか試算していますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

プラスチックの組成率でございますが、一応これは別杵速見地域広域市町村圏事務組合のほうで行われている組成率をはじき出しますと、22.39%というふうに把握してございます。

先ほどの議員御質問の点でございますが、プラスチック分別を実施していた場合の減量につきましては、分別に対する住民協力度が100%と仮定した場合、先ほど言いましたプラスチックの組成率で計算いたしますと、市収集分で約5,220トン、それから直接藤ヶ谷清掃センターのほうに搬入される分で約4,709トン、率で22.4%の減量が可能であると考えられます。

○15番（平野文活君） つまり合わせて約1万トンの減量が可能であります。今、藤ヶ谷清掃センターで2市1町のごみを1年間にどれくらい燃やしているかということ、平成24年度の発表では6万7,750トンとなっております。つまり事業系ごみの分別を徹底すれば、これ、50%は再生すべき紙なのです、事業系ごみの大半は紙なのです。当然、事業所は、産業廃棄物として処理をしなければいかぬのです。ところが、「あわせ産廃」とかというような言い方で一般ごみとして燃やされておる。1万トンは削れる、事業系ごみで。そして、プラスチックの分別で合わせて1万トン、合わせて2万トンは、私は減量できると思います。つまり、今6万7千トン燃やしている、年間。そのうち4万7千トンで済む、燃やすのは。と私は思うのですが、そういうことを私はずっと言ってきましたけれども、今日まで実行されてまいりませんでした。

政策推進課長に、これは以前もお伺いしたことでありますが、大幅に燃やすごみを減らすことができたなら、一応今、日立と別杵速見地域広域市町村圏事務組合で契約をして新しい炉をつくっていますよね。235トンの炉が必要だと言ってつくっておるのですが、別府市の負担金も百数十億円払わなければならないわけですが、もしごみを大幅に減量できたら、その日立の契約、見直しを迫られるだろうし、当然別府市の負担金も減額されることになるのではないかと私は思いますが、今でもそういうふうに考えていいですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合の負担金については、15年間の運転管理を含む長期包括契約を締結しており、それに基づき算定されております。したがって、今の時点で炉を含めた建設費、運転管理費の変更は難しいと考えますけれども、当然ごみの減量化に伴う経費の節減はお願いしていきたいと思っております。また、そういった仕様書の変更等が可能かどうかについては、別杵速見地域広域市町村圏事務組合のほうともよく協議をしていきたいというふうに思います。

○15番（平野文活君） 私は、ちょっと4年間別杵速見地域広域市町村圏事務組合の議員をしていませんので、全ての資料が手に入っておりません。日立と年間の焼却量の契約、どれくらいのごみを燃やすのだという契約を何万トンでしたかというのを、ちょっと正確な数字がないのですけれども、現在約6万7千トンやっているのですね。幾らか減量する計画にはしているのだろうと思うのですが、それにしても4万トン台での契約ではないと思

います。もし先ほど言ったように4万トン台のごみしかないということになれば、当然契約の見直しが必要だと思うし、もし契約を変えないということになったら、もう減量はしないでください、契約どおりのごみを出してください、こういう本末転倒な話になるのです。ですから、このごみ問題というのは、なぜ合理的な判断が、減量問題にしても炉の問題にしてもできなかったのだろうか、非常に不思議に思っているわけであります。

浜田市長を含めて議会の中からも、繰り返し「最小の経費で最大の効果を」というようなことが言われますし、「環境に優しい行政を行う」というようなことも言われてきました。しかし、必要な、先ほど言った分別計画、法律で決まっておっても、あるいは別府市で一旦決めても実行しない。小さな炉で済むのに、わざわざ大きな炉をつくるなどなど、理解しがたいことがずっと相次いでおります。私は、このごみ行政が、暴力団のつけ入るすきがあった、暴力団の資金源にされたというのは、たまたまのことではないのではないか、ごみ行政が非常に不明瞭というか、透明性がないというか、あるいは合理的な判断ができていないというか、そういうことを非常に思うわけで、つけ込まれるすきがあったというふうに思います。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合の業者の選定に当たって、15年間の運転管理を、建設費と合わせて15年間の運転管理をする、その入札が行われた。日立は、運転管理費15年間で88億円の入札額を入れた。荏原は60億円の入札をした。これは15年間に運転管理費で28億円荏原のほうが安い。なのに、なぜ高いほうを選んだか、極めて不思議なことであります。ですから、行政が合理的な判断で動いていないのではないかと、別の動機で動いているのではないかと。暴力団は、そういうところにつけ込むすきがあったのではないかと。ぜひごみの減量、徹底した減量、資源化できるものは全て資源化する。事業系ごみに対しても、産業廃棄物は持ち込ませない。どこでももうすでにやっていることなのです。お隣の大分市でもやって大きな成果を上げている。別府でできないはずはありません。そういうごみ行政に転換をして、暴力団なんかにつけ込まれるようなすきがないような、そういう行政をつくっていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○市長（浜田 博君） 数々の御指摘、真摯に受けとめております。環境問題のまず核であるこのごみの減量の問題、削減、そして、ごみ焼却事業に対するコストの削減につきましては、これまでも取り組んできましたが、今後もこのことは積極的に推進をしていきたい、このように思っております。

また、2市1町で構成する別杵速見地域広域市町村圏事務組合においても同じでございまして、議会の理解を得ながら適切に管理運営を行っていききたい、このように思っております。

○15番（平野文活君） 私は、この環境問題、いわゆる温暖化対策、そういうことも含めてこれまで何度となく提案をしてまいりました。その中でも紹介してきたことですが、あの大都市の横浜市が、367万人の人口を持つ大都市が、徹底したごみ減量をやるのだ、主には事業系ごみに対する、大分市がやっているような徹底したチェック、これを徹底してやったのです。その結果、平成13年に160万トンのごみが、平成20年には95万トンまで減りました。66万トンの削減をした。そのことがどういう効果を生んでいるかということを知りましたら、CO₂の削減に換算をすると、87万トンのCO₂の削減に匹敵する。この87万トンのCO₂削減というのは、横浜市の全世帯が電気を半年間使用した際に排出するCO₂に匹敵するというホームページを見て愕然としましたよ。あの大都市でさえこんなことができるのか。この小さなまちで本当にやればできぬことはないではないかというふうに思いました。

問題は、やる気がない。なぜ小さい炉で済むのに大きな炉にするのか、なぜ法律でごみ

を分別しなさいと言うのに、別府市で決めておきながらそれを撤回するのか。何か別杵速見地域広域市町村圏事務組合のほうが上部団体なのかというような、非常に疑問に思います。お金の件でも職員の派遣の件でも、別府市が別杵速見地域広域市町村圏事務組合に出しているわけです。ですから、別府市が主導して徹底したごみ減量をやり、契約金額も再交渉するというぐらいの決断を私は市長に求めたいと思います。

さて、最後ですが、再び監査の問題であります。

地方自治法の改正により、外部監査というものができるようになりました。まず、この外部監査とは一体どういうものか説明していただきたいと思います。

○次長兼総務課長（俣田浩治君） 外部監査制度の趣旨、創設時期からまた御説明させていただきます。

外部監査制度の創設時期、これにつきましては、地方分権の流れの中で平成9年の地方自治法の改正によりまして創設されたものです。ただし、平成10年10月1日から施行というものでございます。

そして、その外部監査制度の趣旨につきましては、外部の専門的な知識を有する者との契約に基づき監査を実施することにより、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めること、これが趣旨というふうになってございます。

○15番（平野文活君） 地方自治法第252条の39というものがあまして、これは、地方自治法第75条の規定による監査の特例というふうに言われておりますが、本文では、地方自治法第75条第1項の請求に係る監査について、監査委員の監査にかえて契約に基づく監査、弁護士や会計士や、そういう外部の人と契約をして監査してもらうということができるといふように法律が改正されました。この第75条第1項の請求というのとはどういふものかという、有権者の50分の1以上の署名により監査の請求ができる、そういうものであります。つまり、この地方自治法の改正は、有権者の50分の1以上の署名があれば、いわゆる市の監査委員による監査にかえて、外部の弁護士や会計士や、その他専門家なのですが、そういう人が監査するということができるようになった。ただし、この条項は、それぞれの市の条例で定めなければこの法律は適用されない、こういう仕組みになっております。なぜ平成10年から始まったこの改正が、15年たった今日まで別府市では生かされてこなかったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

○次長兼総務課長（俣田浩治君） お答えをさせていただきます。

なぜ制度創設から今まで外部監査が導入されていないかということでございます。若干、県内の状況と全国の状況等をお話ししたいと思います。

まず、大分県内の状況でございますけれども、県内の市町村におきまして外部監査を導入している市町村でございますけれども、これは法的に外部監査が義務づけられている大分市、これを除けば豊後大野市の1市ということになるかと思っております。

また、総務省の平成21年度の調査がございまして、これによりまして、全国の中でも個別外部監査、外部監査には包括と個別というふうには2種類あるのですが、この個別外部監査の条例を制定している市町村、これは先ほども言いましたけれども、義務づけられているところを除けば全国で69の市町村で条例が制定されておまして、率にして約4%程度の導入の状況であるということでございます。

また、費用の面から見ましても、包括の外部監査であれば全国平均で約848万円、それから個別の外部監査でも1契約当たりなのですけれども、463万円というふうな非常に高額になっている部分もございまして。

別府市におきましても、この外部監査のそもそもの必要性それから費用対効果、このようなもの考える中で、現在まで導入に至っていないという状況ではなかろうかというふ

うに思っております。

- 15番（平野文活君） この法律ができて、平成10年に国から、自治省から県に対して、そして県から市に対して通知が来ています。その通知文の冒頭には、こう書いているのです。「地方公共団体の監査機能の充実強化は喫緊の課題であり、外部監査制度の施行に向けた所要の準備に特段の御配慮を賜りたい」、こう書いてあります。

また、行政が出したこの外部監査についての解説書には、この外部監査を導入した理由としてこのようなことが書かれてあります。「現行の監査委員制度は、地方公共団体の内部執行機関として位置づけられ、監査を行う側と受ける側との緊張関係が薄くなりがちだ。外部監査制度の導入は、住民から見てよりわかりやすく、監査に対する住民の信頼性をさらに向上させることを目的にしている」というくだりがあります。

また、先ほど紹介しました50分の1以上の署名があれば、この外部監査は実行できるというような、そういう条例がもし制定されれば、市民の権利といいますか、知る権利なり非常に高めることができます。ですから、これは今までは一般論の話ではありますが、今回のような不祥事が続出するというようなときに、市は徹底的な調査を行わない。あるいは私は、共産党が別杵速見地域広域市町村圏事務組合の議会についても、議会に百条調査の設置を求める動議を出しました。しかし、議会も調査はしない、多数で否決されました。しかし、一般の有権者、では手も足も出ないのかということになるのですが、こういう条項があれば、住民として外部監査を要求できるのですよというふうに、法律でそういうことが必要だ、今の地方の改革として、1つとしてそういうことが必要だとなっても、15年も前にこんな法律ができたわけでしょう。ですから、なぜ別府市がこの条文をしてこなかったのか。市民の権利を拡大するというと困るのかというふうにも思えるわけです。

先ほど説明があったのは、まだ導入している自治体が少ないからということをおっしゃいました。しかし、市長がこの前の議会でも非常に誇らしく述べたように、障がい者に対する条例、これは九州で1番ですよ、西日本でも例がない、全国でも何番目ですよというような、率先してやるという、誇らしく報告したではないですか。非常にいいことだと思います。なぜ法律まで改正されたこの外部監査請求が、ほかの市がしていないからということで、これを導入しない理由になるのでしょうか。私は、この議論をきっかけに行政が、「わかりました。この外部監査ができる条例改正をしたいと思います」と言ってくれるのを期待しておりますが、今後の取り扱いはいかがでしょうか。

- 総務部長（釜堀秀樹君） 外部監査の導入につきましては、先ほど総務課長が答弁しましたように、その必要性や費用の面、また、さらに監査人の確保の問題等もございまして。監査ということになりますと、今、監査事務局のほうでも監査機能の充実をしております。そういうことで、現状の体制で対応していけるのではないかとこのように考えております。

- 15番（平野文活君） そういうことであれば、この法律の改正はなかったのですよ。監査機能の充実強化をするため、監査に対する住民の信頼度を高めるため、今のままでは緊張感が薄れている。外部監査がそういう意味で必要だというふうに国が決めて、法律を決めたのではないですか。それを否定するような、現状でいいですよというのは、それを否定する今の答弁だと思いますが、市長、いかがですか。

- 次長兼総務課長（俣田浩治君） お答えをさせていただきます。

先ほどのほうでも答弁をさせていただきましたけれども、やはり費用の面等々もあろうかと思えますし、現状の監査委員さんたち、この中にも税理士さん等も含まれてございますので、そういう中で対応を十分していけるというふうに考えてございます。

- 15番（平野文活君） 費用のことなど、400万円でできるのでしょうか。例えば、今起こっているような不祥事を徹底して監査してほしい、弁護士を入れてでもやってほしいと住民が署名を集めれば、ある程度の真相が明らかになる。400万円でそれができたら、私は安

いものだと思うのですよ、一般市民から見て。だから法律で導入するように。喫緊の課題だから、特段の配慮を求めたいという通知が来ても入れない。議会で議員が要求してもつくらない。何かやっぱりこういうものをつくったら困るというふうに思っているのではないかと疑わしくなるようなことではありますが、私は、どんどんこの制度は広がっていくと思います。

県に行って調べたのです。先ほど紹介があつておるけれども、国もその調査がありました、途中どうなっているか。しかし、ただ調査があつたというだけで。特別の指導がなかったですと。だから、その県の担当者もこの資料がどこにあるか探すまで何日もかかったのです。別府市に聞いたら、もうその資料は、別府市の倉庫で見つかりませんというぐらいだから、ですから、つくった国も、あるいは県も徹底した指導をしていないから広がっていないと思うのですがね。しかし、やっぱりこういう事件が起こってみると、市長にも任せておけぬ、議会にも任せておけぬ、市民がそう思っても不思議ではない。しかし、そのときに法律はできているけれども条例にないから、この権利、活用できませんなんかいったら、こんなことでいいのだろうかというふうに思います。条例を行政が提案する意思がないということであれば、それこそまた条例改正というか、条例制定を求める住民運動が必要だな、改めてそういうことを思います。そういうことも含めて決意も明らかにして、質問を終わります。

○18番（堀本博行君） それでは、通告に従って質問を進めてまいりたいと思います。簡潔な答弁方を、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最初に観光行政の温泉まつり100周年についての質疑、やり取りをさせていただきたいと思います。

昨日も先輩議員のやり取りを聞かせていただきまして、私も角度、趣旨としては同じようなところがございますけれども、お聞きすると、先輩議員のお話によると、浜脇の自治会長さんの総意といいますか、ゼロからの、全てを白紙に戻して温泉まつりをやるべきであるというふうな、こういったお話もあつたやに聞いております。市長のほうに届いているというふうに聞いておりますが、特に私も浜脇の出身でございますので、この温泉まつりに限らず、例えば正月、お盆とか、こういったふうな催事のときには、特に子どものころといいますか、小学生の時代によく松原公園に小銭を握り締めて遊びに行ったことが思い出されますが、そういったときに、今と違って、今も若干あるようなところ、復活をしたようにありますが、当時は松原公園の内側に大きな出店が、かなりの軒数が並んで、一日あそこで時間がつぶせたといいますか、遊べたという、こういう思い出がございます。これは昭和30年代ですから、私は昭和28年生まれで、昭和40年に1年、中学校に上がりましたので、昭和30年代に松原公園に遊びに行ったということが、この温泉まつり100周年ということで議題を出したときに、提出をしたときにそういうふうな思いに駆られました。

あれから50年、半世紀が過ぎております。当時、昭和30年代といえば、まだまだ浜脇界隈が一番にぎやかだった時代であります。そういう時代に、私ども子どもの時代にこの温泉まつりの一番にぎやかだった時代の経験を、子ども心にしております。そういったふうな思いから、先ほどの自治会長さん方の思いも伝わってくるわけでありまして。そういう意味で100回というこの機会というのは、絶好の方向転換のいい機会であろうというふうに私も思っております。新たに創設をしながら、方向性も180度、ゼロからのスタートというぐらいの思いでやったらどうかというふうに思いますが、この点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをしたいと思います。

昨日もお答えいたしました。また、浜脇の問題で浜脇の自治会長からもるこのこと

はお話を聞いておりました。別府市の最大の観光資源でありまして、また世界に誇る資源、温泉というものに対して市民一人一人が温泉の恵みに感謝をするという、このまさに別府市らしい、別府市でしかない基本理念を持つ祭りであるというふうに私は認識いたしております。

そういう意味で来年度 100 回目を迎えるということになりまして、また市制も 90 周年、こういう状況の中でこの機会を捉えて新たな企画・運営等をやはり模索すべきだろうという思いがありますし、市民並びに別府市全体でこれ、温泉に感謝する機会として別府市がやはり全国に誇れるこういう祭りとしてスタートできる発想の転換、これをやらなくてはいけない。そういう意味で、私は先頭に立って徹底的に取り組んでまいる決意でございます。

- 18 番（堀本博行君） こういう 100 周年の正規の、先ほど市長が「先頭に立つ」という気構えは非常にいいのですが、先頭に市長が立たなくて結構です。市長というのは、方向性を示して、後は責任をとればいいのです、全て。例えばそういうプロジェクトといいますか、そういった来年に向けてのチームをつくる。そういったときには、市長はきちりとした方向性、それから大胆な発想、こういったものを若い、若いといいますか、民間の方々も入ってもらって結構だと思うのですが、そういったふうなものを入れて、いわゆる我々も、私もことし還暦 60 歳です。そういう中で、やっぱり発想そのものがもう古い。だから、そういう意味では 20 代、30 代、こういう若手の大胆な発想、極端に言えば予算のことは考えなくてもいいぞというぐらいの、大胆な提案もしてこいというぐらいの思い切った方向転換といいますか、そういったふうなものをぜひやっていただきたいと思います。

もう 1 つ。来年 100 周年、100 回目、本当に市制も 90 周年、100 回目ということで、来年 100 回目が終わった後に、これは私の、聞き流していただいても結構なのですが、再来年、再来年は新たに第 1 回目からスタートするというぐらいにやり直して、101 回目でも悪くはないのですが、新たに次の 100 年を目指すというぐらいの大胆な発想で進めていただきたい、このように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいります。（「もういいのかい」と呼ぶ者あり）

次に、アニメを活用した誘客プロモーション事業。これも市長、鳴り物入りの、3 月に提案させていただきました。これも、3 月も私、議案質疑だったか、やり取りをさせていただきましたが、この問題についても、4 月にキックオフイベントですか、北浜公園でやっておりました。うちの副議長も、除幕式でテレビに出ていました。

そういった中で、それ以後、私も新聞・雑誌、テレビ、それからインターネット、さまざまなものでいつも気にしながら見ているのですが、なかなか情報発信がないといいますか、あれ以来……（「何もない」と呼ぶ者あり）何もないということもないのだけれども、伝わってこない。あれだけの予算をかけて、さあ、やるぞという意気込みだけは 3 月にお聞きをいたしました。それ以後全くあれっきり、これっきりみたいなどころもありますから、その後、現状をちょっと教えてください。

- ONSEN ツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

議員が先ほどおっしゃいました、4 月 27 日にキックオフイベントを開催いたしました。別府市がこれまで不得意としていました 10 代から 20 代の若年層の姿も会場の北浜公園、駅前等で見受けられました。また、各方面からは多くの御意見やフェイスブック、ツイッター等での反響をいただき、改めてこの事業に対する期待感と、事業を展開する側の果たすべき役割を痛感しているところでございます。

このような状況の中、多くの誘客につなげる手段・手法として現状からの修正が必要な部分も明確になり、現在、実施に当たったスケジュール及び戦略等の調整を再度行っております。

なお、民間レベルにおきましては、新規事業に伴う商品の開発、販促の実施等さまざまな形でアニメを活用しようという動きが広がってきております。

今後、本事業の大きな成果に向け、ONSENツーリズム部全体の事業として情報の共有と事業の内容、戦略の共通理解のもと、担当課ごとの連絡・協力の構築・強化に取り組んでいるところでございます。

- 18番（堀本博行君） 頑張れ、すばらしいというふうに言いたいのですけれども、現実的には何も進んでいないということを今、部長はおっしゃったのです、これ。特にこういうふうなものについては、私も市長にあの当時、答弁に、頑張りよ、応援するよというふうに言った経緯もありますが、特に中津の来年の黒田官兵衛、「軍師黒田官兵衛」のあれがよくテレビとか新聞に、いろんな形で目につく、気になるというふうなことも最近情報を感じるのですが、3月に提案いただいたこの企画書、これですね。読むと、ものすごく内容としてはすばらしい企画書です、これは。

これもずっと経緯を見守りながら出てくるのを待っていたのですが、例えば項目で言えば宝探しイベント。こういったものも参加者が地域を調査したり探索をしながら、地域の人々や地域そのものに触れ合っています。日常では味わえない、地域の方々と触れ合いながら宝探しをするという、具体的にどういうふうなものかもわかりませんが、商工会議所、観光協会、ホテル組合、こういう方々とタイアップしながらやります。6月1日から3カ月間実施します。もう6月になりました。全くありません。

次に、別府市新キャラクター作成。「Entertainment City BEPPU」の象徴として新しいシンボルキャラクターをタツノコプロに依頼して作成をする。これについてはネーミング、テーマソングの募集もプロモーションとしてやる。新キャラクターの認知浸透の機会となるプロモーションとして、ネーミングを広く一般公募し、さらにこのボーカロイドキャラクターソングを公募しますというすばらしい、私もこの件では触れさせていただきただけけれども、すばらしい企画である。これも実際的には2013年4月より制作が開始。2013年7月よりネーミング、テーマソングの募集。もう来月です、これは。これは情報として余り伝わってきません。

次に、食の達人スタンプラリー、これも6月以降の予定。全然伝わってきません。

浮世絵スタンプラリー、7月以降予定。これも具体的には何もありません。

それから実写版「ガッチャマン」試写会。これもすごく見ながら当初は、これ、いいなというふうに思ったのですが、主演に今絶大な人気を誇る松坂桃李、剛力彩芽が出演する8月24日に公開の実写版「ガッチャマン」の試写会を別府ビーコンプラザで開催します。監督の舞台挨拶を予定しております。これも2013年、ことしの7月から8月中旬実施の予定。監督のスケジュール云々、こういうふうなことが載っています。これも、この松坂桃李、剛力彩芽といたら、今NHKの大河ドラマにどちらも出ておりますが、この人たちが来るのかな。この文章を見ると来るみたいだな、こういうふうな期待感もあるわけですけれども、こういう、後は10月、11月、12月、トランスシティの「Entertainment City BEPPU」の象徴のいわゆる別府公園の、ビーコンプラザの横にドーム型の云々というのは、これは年末のことですので、今は何とも言えないところでありますが、今私が申し上げたこういった状況の中の進捗状況、これも具体的に教えてください。

- 次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまの御質問の中で御指摘いただきましたとおり、当初予定しておりました幾つかのイベントの開催がOKしていることに対しましては、大変申しわけなく思っております。具体的に見直しを図っておりますのは、市営温泉13カ所を活用いたしました「タツノコ風呂」、それから宝探し、そして、これらに伴います各種スタンプラリーでございます。

4月のキックオフイベント開催後に、各方面からの御意見・御指摘を受け協議を重ねま

した結果、情報の発信方法やルートの再構築、さらには周知期間の設定、あるいはイベントごとの相乗的効果の創出等、より以上に充実させて開催させるべきとの結論に至り、再度見直しを行った上で実施することとなった次第でございます。

なお、ただいま議員のほうからいろんなイベントのお話をいただきました。先ほど申しました「タツノコ風呂」、宝探し、それから各種スタンプラリー、これ以外のイベントに関しましては、現在準備を重ねておりまして、予定どおり開催する予定にしております。

- 18番（堀本博行君） この時期になって見直し、大丈夫なのかなという気もします。この事業そのものが、ONSENツーリズム部単独で大丈夫なのですかというふうな危惧もしております。計画倒れとか、そういうふうなことになるように万全を期して進めていただきたい、このように強く要望しておきたいと思っております。

特に、私もこういう企画とか、こういうふうなものというのは不得意な部分ですが、わからないからこそ、そういう人たちにいろいろ話を聞きます。聞くと、例えば広告代理店はどうなっているのかなと見ると、広告代理店はタツノコプロの指定の広告代理店というふうになっていました。この広告代理店というのは、こういうキャンペーンで一番大事なポイントですよ、ここは。これがどこのあれかわかりませんが、「この広告代理店で、堀本さん、厳しいですよ」こういう言葉もいただきました。それはどういうふうに理解していいかわからぬけれども、そういう言葉もいただいておりますので、一応忠告だけしておきます。

では、次にまいります。

次に、別府公園の管理についてということでございます。

これは別府公園の管理、別府公園、私はいつも別府公園で運動しておりますので、ありがたいことに元気でございますが、この別府公園のまず1点。以前も指摘をしたのですが、別府公園の東側の駐車場を入ると、左側に藤棚があります。この藤棚、これ、ことしもそうでしたが、大体藤の花というのは、いわゆる垂れて鑑賞するのが藤の花なのです。これは、うちの自治会の会長からいつも言われる。「堀本さん、あれ、何とかならぬのかい。あの藤棚を上でとめてどうするのか」というふうにいつも言われて、前回もこれを指摘したのだけれども、全くよくなりません。これを落とすと、垂らすと何か子どもがいたずらするのではないかみたいな、そういうふうな発想もあるのかどうかわかりませんが、ぜひ来年はこの藤棚がきれいに垂れて、皆さんが鑑賞できるようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

- 公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

藤の花につきましては、議員さん御指摘のとおり、藤棚から長く枝垂れをし咲くところによさがあるわけでございます。別府公園のこの藤につきましては、昭和61年に藤棚を設置いたしまして植栽を行い、長さが50メートル、幅7.6メートルの藤棚に花を見ることが出来ます。

この藤の状況でございますが、議員さんが先ほど御指摘をいただきました。この大部分が棚に隠れて見えない状況でございます。今後は、管理といたしまして、このつるの枝を下のほうに下げまして、枝垂れ部分が見えるように仕立てを行い、来園者の方々にきれいな花が見えるように管理をし、改善を行ってまいりたいと考えております。

- 18番（堀本博行君） 本当にやってください、ぜひ。来年は楽しみにしておりますから。

それからもう1点。別府公園の東側の駐車場、その駐車場の東側が、私が住む西野口でございます。この西野口の地域から別府公園に行くのに5カ所の階段があります。駐車場に上がる階段が5カ所あります。この5カ所の階段が、高齢者の方々があそこを上るときに、特にころころする、引っ張る引き車といいますか、こういったものを一生懸命抱えながらあの階段を上っている姿をよく見かけます。それともう1つ、あの東側から車椅

子は上がりません、あの駐車場の上に。車椅子で云々というのは、今スロープがありませんので、具体的には何とも言えないところでありますが、あの3カ所のうちの、例えば両脇と真ん中のその3カ所ぐらいにスロープをつけていただくと、非常に高齢者が、朝、別府公園にみんな、御存じの方がいると思います、6時半になると体操に、40人、50人あそこで体操をしています。うちの地域のじいちゃんたちも、いつもじいちゃん、ばあちゃんも行ってあそこで体操して、ああ、きょうは一日これで終わったと家に帰っておりますが、そういうふうな高齢者のためにぜひ何カ所かにスロープの設置をお願いしたいと思いますが、その点もいかがですか。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

議員さんが言われますように、駐車場の西野口からの出入り口でございます。ここは、5カ所全て階段となっております、特に高齢者の方、それから車椅子を利用される皆様には、大変御迷惑をおかけしております。

現地の状況でございますが、駐車場と西野口出入り口の高低差、これは小さいところで1.7メートルございます。大きいところで4メートルございます。このスロープを設置する場合は、勾配等の設置基準に基づいて行うため、費用のほうも増大いたします。今後、予算の要望・獲得に努力していきたいというふうに考えております。

また、この駐車場につきましては、国有地を無償で借りております。国との協議もあわせて行っていきたいというふうに思っております。

○18番（堀本博行君） この点も、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それから、もう1点。別府公園のこれは犬のふんの問題です。

これも特にこっちの駐車場側の、保健センター側の隠れた区域があるのですけれども、ここなんか、ふんのたまり場になっています。おとといですか、私がずっと夕方歩いておると、今、犬の散歩に来る方々というのは、みんな袋を提げています。袋を提げて、その中に何かスーパーバッグ、スーパーでもらうバッグみたいなものにふんを取って入れて、それを持って帰るのでしょうか。帰っておいりましたけれども、1カ所に5つ、6つそれをぼんぼんと置いて帰っておる人がおる。これを見たときに、これは罰則の次の条例が要るなというふうに思いました。

私はよく、例えば道を歩いておっても、空き缶がぼんと1個あっても、空き缶をぼんと捨てておる。例えばうちなんか通り沿いのものだから、よくぼんと空き缶とか缶ビール、朝起きたら缶ビールをぼんと置いておる、道路沿いの棚のところ。これを置く人の神経というのはどんな神経をしておるのかなという、それは、その人の神経を推しはかってもしょうがないのだけれども、この缶というのを誰が片づけるかといったら、うちのおふくろが掃除しながら片づけるんです。朝、別府市というのは、ごみは有料ですから、どこでもここでも捨てていいというふうなことにはならぬわけだから、そういうふうなものもあって、ペットのマナーについては、これは何回も何回も良心に訴えるみたいな、至るところに小さな「ふんは持ち帰りましょう」みたいな看板も立っていますが、この処理について、私は軽い罰則、例えば1,000円、2,000円のレベルでかなり全国的にもそういう条例が制定されておりますけれども、そういったふうなものでぜひ抑制できないのかなというふうに、これは私なんか、私は犬を飼っていないので、犬を好きな方も、愛犬家の方もいらっしゃいますけれども、やっぱり犬のふんというのは、別府公園を歩いておってもものすごく不快なのです、ころっとあるだけで。だから、そういう意味でももちろんマナーをきっちり守っていただけない、こういうふうなことをするのは、ごく一部の方でしょうけれども、そういったことが見受けられますので、ぜひお願いしたいと思っておりますが、その点もいかがですか。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

公園内のペットのマナーにつきましては、注意看板や職員による啓発により、以前と比べましてマナーが守られているようでございますが、特に東側駐車場につきましては、マナーが守られていないように思われます。以前、イエローカード運動の取り組みを行って注意を呼びかけましたが、一定の成果は上がったのですけれども、一時的なものでありました。

そこで、昨年12月より衛生面を考え、定期的に犬のふんの回収を行っております。公園利用者には不快な思いをさせないように努めております。現在は前と比較いたしまして、この回収件数ですが、1日当たりの犬のふんの回収件数が半分以上になり、回収効果があらわれてきております。これからも、この犬のふんの回収につきましても、継続していききたいというふうに考えております。

また、条例等での罰則規定ということにつきましては、公園緑地課だけの問題ではなく、道路、広場、学校など公共施設全体の問題になりますので、関係機関や関係課との連携をとりながら考えていきたいというふうに思っております。

- 18番（堀本博行君） 3点ほど申し上げましたが、ぜひ実現方に向けて、特に1点目、2点目、早期実現をお願いしたい、このように思います。

それから、空き家対策なのですが、これにちょっと触れさせていただきたいと思いますが、先ほど先輩議員のやり取りを聞いていて、永石の空き家の部分のことで非常に前向きな答弁を聞いてよかったなというふうに思いました。そういうふうに思いつつも、こういったふうなものというのは、私もいろいろそういう、あそこの永石に限らず南部のほう、また個人的に不動産屋の知り合いがおって、その知り合いから、ちょっと開発したいのだけれども、あの空き家がどうなるのかという、何とか処理できないかということで当局といういろいろやり取りをしてやった経緯もあって、最終的にはそれぞれのケースがあるのでしょうか、今回はできるという判断で法的に、また所有権の問題等々がクリアできるというふうな判断で答弁したのだらうと思います。よかったなと思っています、非常に。

ところが、こういったふうなものというのは、別府市にはいっぱい、たくさんというほどはないのですが、私も何件か抱えていますし、そういうふうなことであれば、あそこの件もこれで解決できるのかなというふうな、あそこができて、では、ここはなぜできないのだという、こういったふうな飛び火をちょっと心配しておりますが、その点はいかがなのでしょうかと聞いて、答えが出るのかわかりませんが、いかがですか。

- 企画部長（大野光章君） 空き家の問題につきましては、今後、永石の問題だけではなく、先ほど鉄輪の件も御指摘をいただきました。そういったことで、今、空き家の調査、市内全域、自治会にお願いをして調査をしております。その結果等も見ながら、また今後どうするか、永石が最初の取りかかりになるかと思っておりますので、今後には禍根を残さないようにしっかりと、こういった基準でやるか、やり方をどうするかというところを詰めて、整理した上で実施してまいりたいと思っております。

- 18番（堀本博行君） これも、私も以前お願いした経緯もあるし、南部議員としてお願いをした経緯もありますので、喜んでおるのですよ、これ。喜んでおりますが、若干の危惧もしておりますということをちょっとお話しさせていただきました。

それから、次に市民福祉葬。

これについても、以前から提案をさせていただいております草加市の先進地を挙げながら、何回もやり取りをさせていただきましたけれども、何せこれは単費でやる事業ですので、そうか、それではやりましょうというふうには行きませんが、こういうふうないわゆる人間の、後ほどお墓の問題もやりますが、葬儀、お墓という、そういった最低限の人間の最期のいわゆるセーフティーネットというふうなものを、やっぱり行政が手をつけていく、こういったふうな時代に私は来ていると思っております。

そういった意味から、今一番先進的な草加市の状況について、ちょっとお願いもしておりますが、現状の説明をまずお願いします。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

草加市における市民福祉葬の状況については、調査した結果、平成22年度実績、これは平成22年度8月から事業開始のため8カ月間の実績となりますけれども、111件、1,680万円、平成23年度は160件、2,680万円、平成24年度は186件、3,073万円という状況でございます。

また、草加市において亡くなられた方については、これは平成25年4月1日現在の人口24万3,978人に対して、草加市の平成24年度における死亡届受け付けは1,701人、人口比でいくと約0.7%という状況であります。

それに対しまして、別府市において亡くなられた方については、人口12万1,998人に対しまして、別府市の平成24年度における死亡届受け付けは1,593人、人口比としまして約1.3%という状況であります。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。この草加市に限らず松戸市とか、東京都内でも幾つかの区がこういう制度を設けております。特に葬儀をしない。先ほど午前中の質疑でも何かちょっと出ていましたが、葬儀そのもののいわゆる家族葬とか、できるだけコンパクトに葬儀をするというふうな方向にもなっているようであります。松戸市とかいろいろ私も調査に参りましたが、やっぱりその実現に向けてそれなりに調査をしながら、議会の理解なんかも得ながら進めておりますが、検討をずっとこの1年少々していただいておりますが、現状をまず教えてください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

その後、再度社会福祉課の中で検討を行ってきまされたけれども、現状において葬儀費用の捻出が困難な場合については、生活保護法の福祉扶助申請が可能でありまして、また、親族がいないか、親族がかかわりを拒否した場合については、墓地埋葬法での葬祭が可能でありまして、これは県の費用で対応するようになっております。

以前の答弁で説明させていただきましたけれども、葬儀の内容については、葬儀前は安い価格のつもりであっても、いろいろ仕様を説明すると、希望する仕様を追加するといったケースが多くなりまして、結局はきちんとした形で見送りたいと考えている方が多いと思われるので、一部の業者の方からの説明もあっております。大分県下はもとより、全国的にもこのような制度はまだ広がっておらず、引き続きこの事業の需要がどの程度あるのか、この事業の必要性を検討していきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） しっかり検討してください。引き続き私も勉強しながら、この実現に向けて頑張りたいと思っておりますが、特に今、先ほども申しましたが、葬儀の中でも、葬儀費用がなくて直葬という、例えばもう葬儀がなくて、亡くなったらそのまま秋草に運んで、それで翌日24時間たって、そのまま火葬するという、こういうやり方もあります。これでもやっぱり十六、七万円かかるのです。だから、その辺の全額云々ということではなくて、別府独自のセーフティーネットのあり方というようなものもしっかりいろんな意味で総合的に検討していただきたい、このようにお願いを申し上げて、次に移りたいと思っております。

特に草加市の状況をよく把握していただきまして、ありがとうございます。

では、次に合葬式墳墓という項目でございます。

これは、共同墓それから樹林墓地、前々回やらせていただきました墓地のあり方、形態のあり方、いろんな形で、これも行政がかかわりながら進めております。これについてもぜひ検討していただきたいと思っておりますが、まず、今までもかなりこういうふうな提案もさせていただきましたが、市としての考え方、あり方、まずお聞かせください。

○環境課参事（眞野義治君） お答えをさせていただきます。

市営墓地は、明治42年から管理運営を行っておりますが、最も新しい墓地の亀川墓地が約40年経過しております。市内の市営墓地4カ所で約5,600のお墓の管理については、継承者不明や、言葉が悪いのですが、朽ち果てた墓地等もかなりあり、使用者確認の作業を行っておりますが、追いついていかないのが現状であります。また、墓地の返還における手続につきましても、更地にして返還しなければならないということで費用の負担もあり、そのままになっている状況であります。

今後も継承者の高齢化が進む中、無縁墓地の可能性のある墓地については、整理に向けて戸籍等の調査や、無縁墓地に係る法的な整備を行っていきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。それで、その前に、私が提案した合葬式墳墓というのは、どういうお墓のことですか。説明してください。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

合葬式墳墓とは、1つのお墓に多くの焼骨を共同で埋葬する形態の墓地でございます。この合葬式墳墓につきましては、継承者の有無に関係なく使用でき、個人や夫婦等で生前に申し込みができ、墓石を設置する必要がないため、費用負担の軽減が図られるメリットがあります。

○18番（堀本博行君） そうなのです。それで結局、以前にも樹林墓のときにお話をしました。それぞれ皆さんも自分のところのお墓があると思います。そのお墓が、例えば子どもが遠方に行って墓参りができなくなって、そういうふうなことでそういう共同墓、民間の共同のいわゆるそういう施設にお願いをするという、こういうふうな方が今、相当ふえています。

そういう中で、長野県の大町市というところがこの共同墓というのを、さっき言った合葬式墳墓というのをつくりました。これを今、受け付けをやっています。相当な数の応募がきています。それぐらいにニーズが高いということなのです。

それと、もう1点。これはちょっと、話の角度が若干違うかも知れませんが、今、別府市にもいわゆる行き倒れとか、そういう亡くなった方々を、引き取り手のない方々を秋草で火葬して、そのお骨を保管しています。こういう施設が別府市にありますよね。別府市のこの施設、私はこの問題と同時にいろいろ話をする中で、こういう施設があるのだけれども、実はこの施設、今、満杯なのです。この施設、満杯なのです。実は新しく今度つくらぬと満杯で、もう入れるところがないのですというふうな話を聞いたのです。この方々のお骨というのは、要するに引き取り手がいないいわゆる無縁仏の方々といいですか、これ、年に1回か御供養もされているというふうにお聞きしました。ところが、これ、ずっと、簡単に言えばいっぱいになれば、また新しくつくって、例えば引き取り手のない方々のお骨をまたそこにためて、ためていくというか、保管をしていく。それで、いずれそれも満杯になるでしょう。満杯になった。では、どうする。これ、どうするのということを聞いたら、結局、どうしようもないのでしょうか。

これは、例えばさっき言った、私が申し上げた共同墓、お墓をつくることのできない方々のお骨をつくることのほうが、そういうことと、例えばずっと30年、50年ぐらいあるのです、その無縁仏のお骨というのは。そういうふうなものを未来永劫に保管し続けるのかという、こういうふうなこと等を考えたときに、これはやっぱりごくまれに、お聞きすると、ごくまれに親族の方が引き取りに来る方も、ごくごくまれにあるというふうには聞いていました。ところが、これはやっぱりいわゆる処理の規則とか条例とかいったものがなければ、例えば最長でもやっぱり3年、5年、それで処理をする。「処理をする」という言い方に語弊があるかも知れませんが、秋草のあそこには、いわゆる残骨を処理するという業者がおりますよね、御存じのとおり。例えば火葬してお骨を拾って、その後の、私

も知らなかったのです、これ。あと、残ったお骨はどうしておるのかといたら、どこかで処理しているのだらうと思ったら、とんでもない。これは残骨処理の業者がおって、全部持って行く。そのお骨の灰、いわゆる残骨を持って行って、残骨を持っていったその業者というのは今どういう状況になっているかという、ゼロ円で全部入札をして、ゼロ円入札で全部、例えばゼロ円だからくじ引きやっているのです、今、別杵速見地域広域市町村圏事務組合は。当たったところがその残骨処理をしている、残骨処理で持って帰っている。例えば身につけている貴金属とか、そういった物が全部残りますから、そういった物が収益になるのでしょうか。こういう業者もあるわけですから、いつまでも5年、10年、20年、30年、50年と無縁仏のお骨を保管して、いっぱいになったから新しくつくろうというふうな話も出ているような、こういうふうなことと逆に、今まで市民の中にお墓を建てられない、墓地の募集をやってもなかなか当たらない。こういう方々のそういうふうなお金、語弊があるかも知れませんが、そういう無縁仏の方々の新しいものをつくるのではなくて、5年、10年でどんどんやっぱりそういう業者に引き取ってもらって、そこに1つのいわゆる塔にいつまでもその1塔が使えるような方法でやるという方法がいいのか。別府市民のためのそういうふうな共同墓をつくるのがいいのかという、こういうふうなちょっと、私が言っていることをわかってもらえるか、理解してもらえるかどうか分かりませんが、そっちのほうが本当に市民の理解も得やすいと思います、そういう意味では。

だから、ぜひそういう方向で。これは担当が環境課と思ったら、これ、ちょっと担当が違って、「社会福祉課なのですよ」と言われたものですから、やることはできませんから、後日またやりたいと思いますけれども、ぜひそういう方向で御検討方をお願いしたい、このように思いますので、これはこの程度で終わりたいと思います。

それから、市税の徴収の件についてやらせていただきたいと思います。

これも法的には可能なのでしょうけれども、もっと血の通ったやり方はないのかということでもやり取りをさせていただきました。ここに、先般の新聞記事で「県の差し押さえが違法」という鳥取地裁の裁判の記事が載っておったのです。これも言えば預金、児童手当が振り込まれて、振り込まれた時点で、よく当局が言う振り込まれた時点でこれは預貯金です、全額押さえてもいいのですという、こういう論法ですよ。それに対する、差し押さえに対する訴訟を起こした方の記事が載っているのです。これ、争点は何かということ、この入っているお金が、児童手当と認識しているのか預貯金なのかという、ここが争点なのです。裁判所側は、差し押さえたのが、例えば裁判所側は、これを県が差し押さえたときに、県側は、これは預貯金で、児童手当という認識はありませんという主張をしているのです。それで裁判所側は、いろんな経緯を、やり取りを聞きながら、最終的に県は、そのお金は児童手当であるという認識に立って差し押さえたというふうに判断をして、県に返還命令と、それに対する慰謝料20万円、上乗せの20万円を原告に返ささいというふうな判決が出ているのです。その判決の大きな争点は何かということ、振り込まれて、県は何分後に差し押さえたかということ、9分後に押さえています。ここが一番のネックになっているのです。9分後に押さえたということで、皆さん方は、徴収員の方々というのは、銀行のお金のやり取り、出入り、全部見られますから、それでぴしっと押さえるのでしょうかけれども、それが争点になってこういうふうな形になっているのです。9分後に押さえたということで、これは児童手当という認識があったということで、県側が負けている。僕は、これを読みながら、見ながら、おもしろい事例、おもしろいというか、事例としては今までにない事例だなという、こういうふうに思って、この記事をちゃんと切り抜いているのですけれどもね。

こういうことから、私は差し押さえるな、取るなと言っているのではないのです。例えばよく言う、給料とわかっていながら、それを差し押さえられて、中には役所に来て、そ

れを話し合いというふうなことで解決した事例もたくさんあります。

ところが、若い子どもたちというのは、差し押さえられた役所は怖いというふうなこともあるし、なかなか手紙を見ない。そこに住んでおるのだけれども、ポストの中にはいっぱい郵便物がたまっておるといふ若い子、たくさんいます。そういうふうなところで、出て行って、一遍、どうなっておるといふふうなことはできないのかいというふうなことを、ずっと今まで言ってきました。そういうふうなことで言ってもらいましたが、課長、どうでしょうか。

○収納課長（福澤謙一君） お答えいたします。

徴収方法について何か改善する方法はないのかということであろうかと思いますが、基本的には納税義務者の皆様方には自主納付を推進しており、さらに公平・公正を保つためにも、現在の徴収方法で行っていきたくと考えております。現状において、差し押さえに至るまでには納税通知書、督促状、催告書、差し押さえ予告書等、段階に応じて通知を送付し、税額についてお知らせしているところでございます。

滞納の原因については、いろいろな事情があると思われ、相談を受けた場合には、市としても個々の事情に応じた納税相談に適切に対応しているところでございます。その中で差し押さえについては、慎重を期して執行しなければならないと考えており、差し押さえを執行した際の滞納者宛て通知において、これまで特定記録郵便にて送付いたしておりましたが、必ず通知を見ていただくよう家族のどなたかに手渡しする簡易書留に変更したところであります。このことによって滞納の把握がなされ、市のほうへ連絡いただければ、状況によっては何らかの相談に応じられるものと考えております。

今後につきましても、納税義務者間の公平・公正を考慮しながら課内で十分協議し、事務処理の中で改善しなければいけない点については改善していきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。簡易書留に変更したというふうなことで、必ず相手に届きますよね、これ。これは一歩前進で、すごく、私が評価してもうれしくないでしょうけれども、本当に評価しています、これは。1歩でも2歩でもやっぱり進めるというこの姿勢が、本当に議場でやり取りする、やり取りするしがいがあります、課長の場合。本当にそう思います。また引き続き改善できるところは改善をしていただきたい、このことをお願いして、この項は終わりたいと思います。

それから、最後に医療費の抑制策というふうな項目を出させていただきましたけれども、時間の関係でジェネリックについての促進。

これは、もうずっと言ってきました。カードも発行していただきました。カードを発行していることすら知らない人も大半いますが、このジェネリックについての対策、どのように今後やっていきますか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

ジェネリック医薬品の利用促進につきまして、まずこれについて御説明をいたします。

毎年、市報特集号においてこのジェネリック医薬品の説明、効果や安全性、ジェネリック医薬品に切りかえるときの注意事項等について説明をしております。また、ジェネリック医薬品希望カードにつきましては、平成23年度に市報等により全戸配布をしております。希望者につきましては、随時窓口で交付をしております。

さらに、平成23年度からはジェネリック医薬品利用差額通知書を年に3回ほど送付しております。対象者につきましては、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額が200円以上の方で、薬の投与期間が14日以上、ただし悪性腫瘍、精神疾患、公費負担医療受給者、6歳未満の方については除外しております。

○18番（堀本博行君） ジェネリックの、私は前も申し上げましたけれども、地域の方々の市政報告会とか定期的にやらせていただいております。その中で、このジェネリックのカー

ドのことも、よく皆さんにお話しするのです。すると、「それはいいな」と言うのだけれども、なかなかやっぱり窓口で言いにくい、言いづらいというふうなことがあるのでしょうか。

それと、もう1つ大きな誤解があるのです、このジェネリックについては。1つは、例えば処方箋をもらって、大体持っていくのは地元の地域の薬局に持っていくのです。そこで処方箋を出し、薬を処方してもらってもらうのだけれども、中にはジェネリックにすると、例えば通常1,000円のいわゆる普通の薬が、後発医薬品ジェネリックに変えると半額になる。半額になったら、いわゆる利益も半額になるのではないかという、こういうふうな心配をする人もおるのです。それは大きな間違いで、薬局、処方箋そのものというのは、全部点数制で、ジェネリックになったほうが、「利益」という言い方がどうかわかりませんが、報酬が上がる薬もあるぐらいに、ジェネリックになって値段が、例えば1,000円の薬が、ジェネリックにかえて、500円の薬にかえたら利益も半分になるのではないかみたいな、こういうふうな誤解も1つあるようにあります。

それと、もう1つ。これは行政の責任ですよ、ジェネリックそのものが何かわからない人がたくさんいます。ジェネリックとは何か、それはおいしいのかみたいな、こういう部分もあります。

それと、医師側からいくと、病院側からいくと、これも先生方からすれば、ジェネリックを買うと医者はおもうかるのではないかみたいな、こういうふうな意識もあるのが、医者側、医師会としては嫌だというふうな部分もあるやに聞きました、これは。こういったふうなものを払拭するのが、私は行政の仕事であろうと思っています。

そういう意味では課長、しっかり普及に全力を挙げていただいて、ある程度ジェネリックの医薬品の普及率を2割、3割ぐらいの目標も立ててしっかり推進をしていただきたいことを強くお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（荒金卓雄君） 休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

○7番（加藤信康君） 本日最後の質問をいたします。

1年ぶりの質問ということで、「1年ぶりか」と呼ぶ者あり）ですね。どきどきはしていませんけれども、なかなかまとまっていませんので、余りやじは、お控えいただけたらなというふうに思います。

きょうは、別府市総合振興センター、通告どおり進めます。別府市総合振興センターについてからです。

別府市総合振興センターは、過去、指定管理者の件も含めて何度も質問をさせていただきました。平成18年に地方自治法改正ですね。平成18年から指定管理者制度が導入されました。振興センターもその存在意義というのが問われ始めました。しかし、この指定管理者制度自体が未完成ということや業務の特殊性、なかなか収益性のない公共、仕事があるということで、私はこの間もずっと振興センターの必要性を言ってきました。しかし、経営健全化、職員を採用せずに削減をしていくということは避けて通れない。今後どうしていくのかという選択に迫られながら、現実問題としては縮小を余儀なくされてきているという状況だと思えます。

それで、おさらいも含めまして振興センターについてお聞きします。

昭和39年に別府市開発公社として発足をし、その後、昭和51年に財団法人別府市総合振興センターとしてスタートしました。ことし4月からは、また新たに一般財団法人として組織がえをしているというふうに聞いています。この間、別府の観光会館、志高国民宿舎、それから体育施設、それから温泉施設、コミュニティーセンター、いろんな温泉施設、

こういう公共施設の管理業務を中心に別府の観光、そして市民の健康増進に寄与してきたというふうに思っています。

設立時の昭和 51 年度から今まで、別府市総合振興センターということで現金、別府市総合振興センターから市に対して現金の寄附が 1 億 6,000 万円あったというふうに聞いています。また、建物や土地の寄附、それから志高湖のボートとか自主的に買って市に寄附した。寄附以外では、昭和 60 年の市の財政再建のときに当時の北浜町、今は北浜駐車場ですか、これを市の要請によって 1 億 5,000 万円を買わせたというよりも購入をした。ここは地価が下がって、今 6,000 万円ぐらいの評価しかないのですけれども、そして、指定管理者制度がスタートしました。そうは言っても、100%市が出資している法人という理由で多くの施設、管理施設におきまして、この間、市の主催行事に協力をしてもらっているというふうに思っています。

こういうふうに公共施設の管理業務を中心に別府の観光、市民福祉、市民の健康増進に寄与してきました別府市総合振興センターと別府市の関係。難しいでしょうけれども、この端的な関係、どういう認識を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

別府市総合振興センターが行政活動の一部を代行し、また補完する公益法人として設立された経緯とこれまで果たしてきた役割については、十分認識しております。しかし、社会や経済の状況が変化し、公益法人制度改革によって、ことし 4 月から一般財団法人へ移行しました。公益法人を選択しなかった理由は、収益によって事業目的に制約がない自立的な経営が可能になることを目指したものであります。

移行後は、評議委員会と理事会の権限によって経営の独立性が高まっております。とは言え、市が 100%出資する法人であることには変わりありませんので、組織と経営のあり方については、引き続き市が責任を持って関与していかなければならないというふうに考えております。

○7 番（加藤信康君） 3 月議会のときにもメリット・デメリットについての報告がありました。要は行政の監督権がなくなるということで、自由に収益活動ができる、メリットですかね。要はもうけ活動ができる、収益活動ができる。デメリットは、その分、この間非課税であった分に税金がかかってくるなりがあるだろうというふうに聞いています。

ことしから一般財団法人に移行しましたけれども、少し中身について聞きますが、法律等読んでみますと、2 年連続して純資産が 300 万円を下回った場合は解散しなければならない。これについてどういうことなのかをお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 2 項の規定により、事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が 300 万円未満となった場合は解散するとされております。この趣旨は、一般財団法人は、一定の目的のために提供された財産に法人格を持たせる制度のため、設立時の財産を保持し続ける義務を課したものと捉えております。

○7 番（加藤信康君） 要は頑張らぬとだめですよということだろうというふうに思います。

それから、もう 1 つ。一般財団法人は、設立者の定めた目的を実現すべき法人であり、一般社団法人の場合と異なって、設立後に評議委員会とか理事会とか、そういう決議などで法人の機関の意思決定で自主的に解散できない。要は、みずからやめたということができないとふうになっているとお聞きします。これは、どういうことなのでしょう。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、自主解散することはできません。設立の目的を保護するための趣旨のようですが、事業の成功が客観的に不能となった場合、これはちょっと、非常に

難しい言い方でございますけれども、そういった場合は解散することとされております。

- 7番（加藤信康君） 要は中の社員というのですか、理事会、評議員会の決定では解散はできない。客観的に外から見て、目的を逸脱していますよ、目的を達成していませんよというときには解散ができる。非常に難しい判断なのだと思いますけれども、要は現状、収益事業もありますけれども、僕はこの間の経営状況をずっと見てくると、経営的に見れば指定管理をさせない、または受託できなかつたら、実際、その目的はなかなか達成できないだろう、新たな事業を起こさない限り、そういうふうに感じています。

それで、今、市の出資金が400万円あるのですけれども、先ほど、2年連続で赤字になると自動的に解散ということですが、現状、この厳しい基準をクリアできるのか。市が資本金、400万円の資本金を増資するとかいう支援についてできないのか。どういふふうにお考えでしょうか。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

別府市総合振興センターは、資本金が400万円と少ないので、収益により内部留保をふやす必要があると思います。公益法人として公益目的事業であれば、原則として利益が出せませんが、一般財団法人の場合は、先ほど申し上げたように利益を上げてても制約がありませんので、経営の独立性の観点からも、法人が自立的に資金を調達することが望ましいと思います。資金の調達にはいろいろな方法が考えられますが、現時点において市が増資をするということは検討しておりません。経営状況については適切に把握をし、議会にも報告していきたいと思います。

- 7番（加藤信康君） 50%、公益目的事業50%を維持することが難しいだろう。すなわち要は指定管理事業をずっと受託することは、将来的には難しいという判断なのかなというふうに思うのですが、ここ最近は経営努力のかいがあるって、幾らか収入が伸びている業務が見えます。そうは言っても公務、公の仕事でもうかる仕事というのは、なかなか少ないですけれども、今回、新しく一般財団法人になって理事構成、これまで市長と副市長が理事長だったのですけれども、初めて市のOBが理事長になったというふうに聞いていますが、少しずつ自立をさせていこうという意図が見えます。しかし、職員と話をしたり、経営状況等を見て話をしたりするのですけれども、実際は、もういつ指定管理業務がなくなるかということの不安だけなのです。常につきまといっている、そういう話しか出ません。全く経営面での不安定さというのが払拭できていない。ただ頑張れ、頑張れと言って、確かにそれで頑張っているのですけれども、ぜひ出資者ですから、しっかりと終始対応していただきたい。当然2年赤字を出すことができませんから、1年出ても、その後の対応というのは、出資者としては対応できるだろうと思いますので、しっかりやってもらいたいと思います。

それで、別府市総合振興センターもこの間経営健全化、縮小方針の中で職員の採用はしていませんし、ことし、正規職員はわずか14名になりました。ここ数年立て続けに3人、5人とやめていきまして、定年退職者が続きました。それから、その中でやっぱり退職金の確保に苦労したというふうにも聞いています。三十何年、40年近くずっと働いてきて、さきの議会でも出ました、800万円程度の退職金。ことしもまた3人、今年度末3人ほどの退職が予定されているというふうに聞いていますけれども、そういう中、職員も正規職員、1人何役もこなしながらやっている。各施設では臨時職員等が固定された業務に携わっていますけれども、これだけいろいろ指摘をされる指定管理者ということで、やっぱりしっかり示したいという意味では、やっぱり職員も一生懸命頑張っているなと思います。経営努力も感じています。

それから、ここ最近は九州高速道路ができてから、ロープウェイとか城島、それから志高湖、ああいう山間部を訪れる人たちが、なかなか少なくなってきたというふ

うに思っているのですけれども、国民宿舎を廃止してから、やはり観光客というのは減ってきている。観光客というより、あそこを利用する方が減ってきているなというふうに思います。そういう中で、職員と話する中でやっぱり別府市総合振興センターが生き残っていくためには意識改革が必要ですよということで、ずっと私も言ってきました。公共施設を管理するだけでなく、小さいお金でもやっぱり収益を上げていこう、利用者をふやしていくということです。そして、来たお客さんにやっぱり満足していただいて帰っていただくという民間企業の考え方が不可欠ということで頑張っているなと私も思っています。

そういう意味では、やはり職員も少なくなりましたけれども、意識が変わっているというふうに思っています。ここだけ、これだけすればいいというような状況ではないのですけれども、さっき言いましたように、いろんな職場を転々とかけ持ちをしている、知恵も出しているなと思うのです。志高が、夏の花火大会とか湖コンサート、そういうイベントも実施していますし、この前は白鳥のひなが生まれた。通常ではもうそれだけなのですから、それをあえて情報発信して新聞なりテレビなり、情報発信することで親子を呼ぶだとか、温泉施設につきましても、この間、民間施設に押されて入浴客が減ってきたわけですから、砂湯に竹瓦、それから北浜温泉、癒しのミニコンサートとか、それとか、先ほどの志高湖との連携を図るスタンプラリー、そういうホスピタリティというのを重視したイベントを実施して、利用客の増加につなげている。その結果、効果が出てきているというふうに思っていますが、市として、別府市総合振興センターのこの間の経営改善努力、これをどういうふうに認識されているのかをお聞きしたいのですけれども……。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

別府市総合振興センターが、積極的に経営努力をしているということは承知しております。これまでも職員給与10%のカット、それから遊休地の売却等の経営改善に取り組んできました。正規職員の新規採用も停止し、経営の合理化・効率化を図る一方で、今お話があったように指定管理施設における自主事業等を企画して、一定の成果を上げていると思います。

○7番（加藤信康君） 僕は、まだ別府市総合振興センターというのは必要性があるというふうに実は思っています。ただ、職員がやはり減っていく中で、それでも必要だからと、ずっと事業をなかなかしていくのは難しいわけですから、正規職員が減少していく中で、いろいろ言ってもやっぱり一生懸命働いている方の賃金、そして退職金というのは確保していかなければならない。やはりその退職金、要は収益を上げた中から退職金をためていかなければ、退職引当金をためていかなければならないということで、かなり苦慮しているというふうに思っています。

さきの議会の予算のときに、退職する人間がいる中で人件費の水増しではないかというような指摘を受けました。指定管理料を減額するという話がありました。そのままそのことは経営に影響するだろうと思うのですけれども、市としてはどういうふうに考えておられますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

指定管理料については、債務負担行為による5年間の設定をし、基本協定を締結した上で、それぞれの年度ごとに協定を締結します。施設所管課として管理者の間で法人の経営環境の変化、それから経営努力もあるかと思っておりますけれども、そういったもので指定管理料の額を変更すべき事情が生じたときには、双方が協議して定めるようになっており、適正な額が設定されているものと理解しております。

また、退職金等の資金調達については、先ほどと答弁が重なりますが、収益による内部留保、あるいはいろんな形の資金の調達方法が考えられるというふうに考えております。

○7番（加藤信康君） そういう契約、指定管理が余りにももうけ過ぎている指定管理者に対しては、確かに減額できたり、次の契約で変更できたりというのがあるだろうと思うのですが、別府市総合振興センターは、やっぱり独特なのかなというふうな気がします。この間、別府市総合振興センターは、ことしの4月から一般財団法人になりましたけれども、それまでの別府市総合振興センターの努力の結果によって、移行するに当たって余剰金が出たというふうにお聞きしていますけれども、このお金はどうなりますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

一般財団法人へ移行する前に、公益法人として内部に留保した財産は、その性格上、本来の目的である公益目的に使用しなければなりません。したがって、移行の際の正味財産額を基礎として算定した額に相当する金額、これがことし3月31日現在で別府市総合振興センターの場合、約1,480万円ありました。これにつきましては、理事会、別府市総合振興センターの理事会で決定した公益目的支出計画に基づき、平成25年度から平成32年度までの8年間に分けて別府市に特定寄附をするようになっております。

○7番（加藤信康君） 法律だから仕方がないという部分があるのですけれども、せっかく頑張ったためのお金も市に納めなければならないということですよ。本来であれば、いつ解散になるかわからない中でそういう不安を持っているわけです。そういう中でやっぱり労働債権というのをしっかりためておかなければならない、そういう思いなのですけれども、実際にはそれも苦慮している。何と言うのか、指定管理者にはインセンティブをやっぱり与えないと頑張ってもらえないという仕組みがありますけれども、私、この別府市総合振興センターに関しては一体このインセンティブはどこにあるのかなというふうな気がします。せめて市としては、先ほど100%出資をしている市として責任なりはあるということですが、この不安感を完全に払拭して安心感ぐらい与えてもいいだろうというふうに常に日ごろから思っているのです。ただ、この間どうも何かふらふら、しっかりとした方向性が職員に対しても、議会の中でも、どうするのか、どうするのかと来ているなという気がします。このことは、後で市長、ぜひ考え方があったらお聞きしたいと思います。

ちょっと切りかえて、施設管理のあり方に行きます。

国民宿舎を廃止してから志高湖野営場、今、志高の関係ですけれども、どれほどの予算投下をしたかということをお聞きしたいのですけれども、指定管理料以外でどれほどの予算投下をしましたか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

指定管理料以外の事業というような御質問でございます。主な事業といたしましては、平成20年度及び平成21年度に湖の護岸整備事業といたしまして6,159万7,000円、平成22年度にボート乗り場整備事業として903万円、平成23年度には駐車場整備事業といたしまして4,319万7,000円でそれぞれの事業を実施しております。その他の工事も含めると、総額1億1,832万3,000円の事業を実施しております。

○7番（加藤信康君） 1億以上の出資、予算を投下しているということで、市民の憩いの場、避暑地とまではいきませんが、必要性がある、だからこそ予算を投下していくというふうに考えております。それで、そういう中で駐車場なり護岸とかの工事をやってきたわけです。先ほどレストハウスについて、別府市総合振興センターがつくって、市に寄附をしていただいたというふうにお聞きしましたけれども、私のほうが言ったのですけれども、寄附されてからもう既に35年たちます。現状、やはり老朽化が進んで雨漏りがしたり、古い建物ですから、かなり地震等には対応できる……、弱いのではないかなと思うのですけれども、地震などの災害には耐えられる構造となっているのかどうかをお聞きします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

耐震などの協議につきましては、耐震診断等の調査を現在までは行っておりません。したがって、耐震診断に向けまして関係課とも今協議している最中でございます。

○7番(加藤信康君) 指定管理者の別府市総合振興センターの職員が使うのではなくて、休憩所になっている。レストハウスですけれども、休憩所ですね。志高湖を訪れた方々の休憩所。観光客、市民が利用する建物ということで、最近出ました公共施設白書の中にも、市の持ち物だということで入っておりました。これからまた、白書だけでどうするというのは書いていなかったですけれども、修理修繕計画もこれから立つのだろうというふうに思っていますけれども、やはり市民、利用者の安全のためには早目早目に修理改善、計画も含めてやっていくべきと思っていますけれども、市としてどういうふうにお考えでしょうか。

○次長兼観光課長(松永 徹君) お答えいたします。

施設を所管しております担当課といたしましては、施設の改修に向けていろんな角度からその方策を検討いたしております。ハード及びソフトを含めまして、一体的にどのように整備するのか、さらには、志高湖一带は国立公園内ということですので、国立公園法というような法の規制があること、さらには、整備に伴う財源の問題、このような問題がございますので、その解決に向けまして関係課あるいは関係機関と具体的にどのような方法が可能なのか協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○7番(加藤信康君) この施設白書を見ましても、かなりの公共施設がある。そして、今からお金がどのくらいかかるかも含めて修理改善計画を立てていかなければならない大変な作業だなというふうに思いますけれども、そうは言っても、やっぱり市民、観光客が使用するところについては、危険性のない早目の判断が必要だろうと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、ああいう志高湖とか、そういう自然を見に行くとかいうのは、極めて景気状況にもやっぱり影響されるなと思います。なかなか給料が上がらないときは近場で済ませていこうということで、ここ最近はずっと景気が悪かったですから、志高湖の利用者もかなりふえてきている。いろんな観光業者のツアーも企画されていますし、例えば高齢者福祉団体、障がい者福祉団体等もかなり利用しているというふうに聞いています。また、そういう状況があるということで、僕も別府市総合振興センターの職員に聞いたのですけれども、湖畔のトイレ、キャンプ場のところのトイレはきれいになりました。いつの話か、ちょっと思い出しませんけれども、あそこは例えば身障者、高齢者でも利用できるトイレが完備されていると思うのですけれども、レストハウス前の駐車場にありますトイレ、かなり古いトイレで、これは未整備のままなのですけれども、先ほど言いました福祉団体の方々、これはバスで団体で来ます。要望も私は聞いています。早急に改善を図るべき、使いやすいようにつくりかえるべきだと思うのですけれども、この間、駐車場はよくなりましたけれども、あそこだけまだ手がついていない。これにつきまして、どういうふうにお考えでしょうか。

○次長兼観光課長(松永 徹君) お答えいたします。

ただいま御質問にありましたレストハウス前の駐車場のトイレにつきましては、先ほど少し答弁の中でお話をさせていただきました。一体的にレストハウスと取り合わせてどのような形に持っていくのかというようなことも議論している最中でございます。しかしながら、現状というのも我々はよく承知しております。まずは来年度の予算化に向けまして、7月の実施計画に盛り込みたいなというふうな考えであります。

○7番(加藤信康君) これも財政との協議、大変ですよ。そうでなくても、基金はいっぱいためていますけれども、前の議会でも政策推進課長から、やはりこれから施設の改修も含めて金をためておかなければならぬというようなことをお聞きした覚えがございま

す。そういう意味ではなかなか予算確保も大変でしょうけれども、僕ら、職員とか執行部側が使う分ではなくて、やっぱり市民、観光客が使うところというのはしっかりと目を向けていただいて、早い段階でお願いをしたい。今ちょうど、この前、「障害のある人もない人も安心して暮らせる市条例」、もう協議を進めていますけれども、強制力はないですけども、その中でもやはり特に行政の施設というのは使いやすい施設に、合理的な配慮をしていかなければならないと思いますので、先に進めていくべきかなというふうに思います。

さて、それでは市長、最初の問題にちょっと戻ります。別府市総合振興センターの職員とちょいちょい話します。先ほど言いました、日々不安のもとに仕事をしています。要は指定管理、来年また温泉施設の切りかえがあります。指定管理業務の仕事がなくなったら俺たちはどうなるのか。これは正規職員だけではありません。非正規の方々約80人おります。正規14人。それにまた、無理を言って退職した職員も非常勤で入ってお願いをしております。いろんなノウハウを持っておるということで、彼らがいなくなかなか現状はずらない。

以前の議会で、別府市総合振興センターは廃止も含めて検討する、要は縮小していくということは、答弁されております。しかし、別府市総合振興センターという、これは解散しても、先ほど言いました指定管理の部分がありますから、施設というのは残るのです。それから、今言いました正規職員、非常勤職員、これをどういう処遇にするかという問題は、これは大変な問題だろうというふうに思います。

もう指定管理がスタートして8年たちました。全国的にもメリット・デメリットが出てきています。本当、市が、第三セクターと言われる市が出資したところがやったほうがいいという判断をしたところもありますし、民間のほうが本当にうまくいくところもあります。しかし、逆に、もうこんなところやっていられぬ、もうけも全然ないということで民間がどんどん撤退するような仕事もあります。指定管理料という中にもやっぱり民間はもうけも考えながらいきますから、余り安い、先ほど言いました仕事をもらっても何ぼかもうからないと民間はなかなかやっていただけないわけです。そういう中で収益性のない業務、特に別府市総合振興センターは体育施設を今預かっていますけれども、手間は食うわ、収益はないわ、こういうところはやはりまだまだ別府市総合振興センターの意義というものはあるだろうというふうに思っているのです。

ただ、この間ずっと別府市はどうするか、縮小方向は出したのですけれども、どうしますという決定はされていません。そろそろ将来像を示すべきだというふうに思っているのです。それをやっぱり別府市総合振興センターの職員にもはっきり示していかないといけないのではないかと。任せておいてください。市が出資した法人です。一般財団法人になりましたけれども、あなた方が路頭に迷うようなことは一切しません。そのくらい言わないと、一生懸命しないですよ。徐々に縮小していきます。そのうち職員がいなくなったら、その事業でさえできなくなっていく。いつかはどこかで区切りをつけなければならない。それか、自主独立をさせていくのか。その判断をしていかなければならない時期が来るわけですけども、そういう不安を持たせたままずっとやっていく間に、専門の知識を持った職員がどんどんやめていく。無理を言って退職後もまたお願いをしているのが、今の実態ではないかなというふうに思います。

この間、やっぱり二人三脚でずっとやってきました、市と別府市総合振興センターと各担当課も含めて。担当課も実際に民間と別府市総合振興センター、温泉施設なんかがそうですけれども、担当してどういう利点があるか、どういうデメリットがあるか、悪いところがあるかというのを感じているはずなのです。そういうところをやっぱりしっかりと担当課、担当職員も把握した上で今の別府市総合振興センターが必要なのか、必要ではない

のかというところをやはり意思表示をしないか、先ほど市が100%出資した法人である、同時に一般財団法人になってみずからも解散する能力がない。すなわち、ここで言ったら政策推進課長、企画部長、副市長、市長、あなた方の意のままになるのです。解散しようが自立させようが、いずれにせよ責任をとらなければいかぬ。その判断ができる立場におられるわけですが、たださっき言いました。まだ全国的に見ても、この別府市総合振興センターみたいな第三セクターで仕事をしているところはいっぱいあります。言ったように、職員がおるからということで徐々に減らしていつているところも、縮小していつているところもいっぱいあります。そういう中で、まだ必要性はあるだろう。それが5年なのか10年なのかわかりませんが、やっぱり職員に向けてしっかりと意思表示をする時期が来ているのではないかな、そう思いますけれども、市長、最後にそこら辺の思いがあれば、はっきりと行っていただきたいと思うのですが、どうですか。

○市長（浜田 博君） 別府市総合振興センターについて、数々の御指摘をいただきました。私も三十数年間、この別府市総合振興センターとはずっとかかわってきておりますし、職員の皆さんの生の意見もたくさんいろんなところで聞いております。先ほど来お話がありましたように、100%出資した法人であること、そしてまた、これまでも10%給与カット、さらには遊休地の売却、そしてまた自主事業の計画、そういった運営の健全化についても大変な御努力をいただいてきたということも認識しておりますし、そういう中でこれまで本市に対する住民福祉の向上に重要な役割を担ってきた法人であるというふうに、しっかりと認識をいたしております。

その存続については、ここ数年来、いろんな内部でも議論・検討させていただいております。組織は、段階的に今の縮小を基本にしているということは、もうあらわしておりますが、また自主独立の問題、それから民間企業との連携、特定事業への特化をするといった問題、あるいは廃止の問題も含めて内部で慎重に今本当に検討している状況でございます。いずれにしても、先ほど来お話がっております別府市総合振興センターの職員、正規・臨時を含めて約90名いることも知っています。そういった人たちが路頭に迷わないような、そういった雇用の問題を最重点にしながら、これは責任を持って私たちはこの方向を考えていきたい、このように考えているところです。

○7番（加藤信康君） やっぱりその意思をしっかりと職員の皆さんに示すことが、安心して仕事ができることだろうというふうに思います。やっぱり財政的にも全てこちらが握っている。こちらの思うとおりになる状態なのです。しかし、そういう中でやっぱり自分たちの生活もありながら市民のために頑張らなければいかぬということで一生懸命サービスしている。それは、この間ずっと培ってきたやっぱり自負があるから、自分たちがやっぱり市の補完業務をやってきたと自負があるから、ノウハウもずっと頭に入っている。確かにそれはときどき間違いもある、失敗もあるかもしれないですけども、しっかりとそれをやってきたからこそできる。そして、それをやっぱり市の担当課も含めて利用しているのです、ずっと。

指定管理者制度ができたときに、僕は言いました。今から逆に市の仕事がふえますよと言ったのです。これは、単に民間がもし受けてしまったときには、今までみたいに別府市総合振興センターに任せておけばいいわという状況ではなくなりますよ、そういうふうに言ってきました。今、だから、別府市総合振興センターはやっぱり安心して任せていられるという職員がおるのです、担当は。しかし、それでもやっぱりはっきりと道筋をつけていかなければならない。そうしたときに職員、担当する窓口たる職員、課はどうすればいいのか、何が必要なのか。例えばもし民間の企業に変わったときには、どういう仕様書に変えなければいいのかまでやっぱりじっくり考えていくべきだと思います。でないと、職員は後、大変なことになる。今までお任せしておったことを、今度は、えっ、してくれ

ぬのかいということになったら困りますよ。ぜひそういうことを頭に入れてやっていただきたいなと思います。

では、市民スポーツの推進のほうに移ります。

予定より少し過ぎましたので、先ほどの別府市総合振興センターがほとんど管理している体育施設の状態について質問したいと思います。

さっき言いました、タイミングよく公共施設の白書というのが出ました。いずれ修理改修も取り組んでいかなければならないなと思います。行政の施設全般とはいきませんが、この体育施設の分につきまして、既存の体育施設、どういう姿勢で臨んでいるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

施設は老朽化をしています。定期保守点検によりまして現状を把握しておりますけれども、昭和の時代に竣工した古い施設を初めとして、どこも多くの箇所でも傷みが進んでおります。今ほど話がございましたように、指定管理者から御報告があります。突発的な故障もございます。早急な修繕を要するのだという箇所も報告がございます。それに対応しているのが現状であります。それから、使用なきっている市民の方からも改修の要望を伺いますし、設備の不備の指摘、苦情も少なくはない状況でございます。当然それに対応して努力をしていかなければならないのですけれども、随時改修しておりますが、規模の大きい修繕部分につきましては、優先順位をつけて実施計画を上げるという方針で臨んでおります。

○7番（加藤信康君） 教育委員会、それから指定管理者から教育委員会に情報、こういうのが傷んでいますよという情報が上がって、それを予算要求として政策推進課に出しますよね。こういう情報というのは、3者が共有して持っておかなければならないと思うのですけれども、この体育施設の状態等を政策推進課としては把握されておるのでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

指定管理施設及び設備については、保守点検等により施設の改修や改善が必要となったときには、協定に基づき指定管理者から施設所管課に報告があり、先ほどスポーツ健康課長が答弁いたしましたように、現地調査を行った上で仕様書に定める責任分担に応じて必要な措置を講じていると思います。大きな改修等で必要性あるいは緊急性が高いと施設所管課が判断したときは、当然予算措置が必要になりますので、実施計画や予算のヒアリングの中で施設所管課と政策推進課の間で施設の現状等が共有されるものと理解しております。

○7番（加藤信康君） この間、議会だからというわけではないのですけれども、いろんな予算要求をする中で各課の担当なり課長と話すると、最近、ものすごく政策推進課の壁が高いといいますか、なかなか要求どおりに予算が決まらないというように感じます。実際に指定管理者の別府市総合振興センターですけれども、体育施設に関してこういうところが悪いよというのを僕もいただいていた。しかし、この間、実施計画に全く上がっていない。しかし、やっぱりこれは扱いにくいのではないかな、早く改修したほうがいいのになという事例があります。そういうのが、課長を通じて政策推進課に果たして行っているのかどうかというところが、今、課長が言いました、担当課が把握し、そして必要なものについて、大きい修理については予算要求として上がってくる、計画も立てながらというふうに聞きましたけれども、もう2年も3年もずっと放っておるのがある。そういう意味では今言った政策推進課として確かに予算というのは、なんでもかんでも湯水のごとくはないですから、配分するのも大変でしょうけれども、細かいところまで把握しようという、または課長だけで課長査定とか、担当職員の査定とかありますけれども、そこまでやっぱり聞かれているのかな。その判断が違うのではないかなと思うのですが、政策推進課長、

ハードルが高いというような意見があるのですけれども、どう感じていますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

個別、具体的に予算要求があったか、あるいは予算査定がどうであったかということについては、答弁を差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどあった志高湖のレストハウス、それから体育施設に限らず、今、別府市の公共施設の一番大きな問題は、施設の約6割が建築後30年を経過して老朽化しているという現状があります。しかし、現状は対症療法的な事後保全にとどまっているわけです。計画的な予防保全ができておりません。市営住宅など一部の特定施設を除いて施設の改善計画といったものが策定されていないのが現状だというふうに認識しております。

こうした課題を踏まえて、機構改革によってこの4月から公共施設のマネジメント室、これをつくっております。中・長期にわたる各施設の改修及び施設の修繕計画を策定していくこととしておりますし、また公有財産管理システムの構築によって不動産情報を電子化して、庁内の共有化も図っておりますので、我々政策推進課としても、財源面の確保もあわせて、これらが全庁的な最重要課題であるということは認識しております。

○7番（加藤信康君） 以前は、強い部長がおおところの予算は早く通るとかいう話が、一時期あったことがあります。確かに予算を査定する側のハードル、当然必要性はしっかりと担当課も説明をしていかなければならない、これは当たり前のことです。だからと言って市民が本当、危険性なり安全性、緊急性のあるものについては、やはり各担当の課も熱意を持って政策推進課長にぶつかっていただきたいな。でないと、このハードルはなかなか越えない。これは各課長、しっかりこの場で言うておきますので、やっぱり熱意を持って市民のために予算要求、予算を獲得していただきたいなというふうに思います。

さて、次に、市民スポーツ推進の基本姿勢に行きたいと思えます。

市民スポーツは、推進するに当たって見る人、する人、支える人、学校やら企業やら競技団体、いろいろ役割があると思うのですけれども、別府市行政の役割というのはどこにあるというふうに考えておられますか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

本市まちづくりの基本方針を定めました別府市総合計画における中で、スポーツ分野に関して市民の健康づくり、児童・生徒の体力向上、スポーツ観光の推進という3分野において基本を示しております。本課のスタンスとしましては、市民スポーツの推進であります。市民の誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しみ楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す責任と役割があると考えております。

○7番（加藤信康君） そうですね、基本姿勢というのはなかなか口で言うのは簡単ですけれども、どう具体化していくかというのは本当、大変な作業だなというふうに思います。

それで、別府市の特徴的な部分として、通常的一般市よりも観光立市ということでスポーツ観光というのが、最近盛んに言われます。そういう中で市民スポーツとスポーツ観光が、場所取りで競合するのですよね。この調整というのが大事になってくるのでしょうかけれども、ここは私の意見も含めて言いますけれども、いろんな大会誘致、例えば観光課、やりますよね。それから、スポーツ健康課は、そういう競技団体なり学校なりの大会誘致。市長が言うツーリズム精神から言うといろんなあらゆる課が、観光目的にやっていただきたいということで、そういう使用をしていくわけですけれども、スポーツ健康課としたら、要は施設の管理、それと場所の確保もしていかなければならない。スポーツ観光となりますと、かなり大規模な施設を使っていくということで、かなり市民スポーツとのほざまで苦しい立場にあるのではないかなというふうに思います。そういう意味では施設のキャパというのはですか、さっき野口原総合運動場の話が出ました。いまだに思うのですけれども、あそこの中の芝生、前の議会でもいろいろ言われています。1日1回使っても、1日使う

ということで全体的には80日から100日ぐらい使っていますよと言いながら、それ以外は何か芝生を栽培しているような施設ですよ。これは何か。野口原総合運動場というのは、やっぱりまずは市民を頭に入れて使用できるようにすべきだ。僕は芝生を栽培する必要はないと思うのです。その割には実相寺の多目的グラウンドは、しょっちゅう市民、生徒、子どもたちも含めて使っているけれども、いまだに土のまま。周りの水管理、水はけの工事もできない状態のまま、以前、芝生を張ったらどうかという話もしましたが、そういう状態のままなのです。それでいいのかな。(発言する者あり)

確かにスポーツ観光、観光課長とお話する中で、観光課としてもやっぱり市民が利用している合間を縫っていろんな誘致を考えていますよということでもあります。しかしながら、スポーツ健康課長と話すと、スポーツ健康課長、ここに来てからまだ1年ちょっとですか、別府市に来てからいきなり市民からの苦情だ。何かというと、何で市民の税金を使って観光客、またはよそから来たやつにあのグラウンドを使わせなければ悪いのか。俺たちはいつ使うのかという苦情が相当あった。今は少しずつ減ってきていると言いながらも、クレームを受けたというふうな話をしていました。そういうのが好きな方々もおりますよね、行政に対していろんなクレームをつける方がおりますけれども、そういうのというのはよろしくない、僕は本当に思います。そういう意味では野口原なり実相寺なり、もう少しスポーツ観光と市民スポーツの競合ができるような考え方をしていけないといけない。後から上がってきたのですよ、スポーツ観光というのは。もともとはやはり市民スポーツを中心にやっていくのが基本だったのです。(発言する者あり)だから、それをしっかりと方針を示していかなければならないのだなということを僕は思っております。これは後で、すぐ後に言いますけれども、いろんな競技団体から利用・使用に関して要望が上がってきておると思いますが、それについてスポーツ健康課はどういう受けとめ方をし、どういう対処をしているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども……。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えをいたします。

現在、別府市の体育協会加盟の42競技団体それぞれが、各施設で練習、大会の開催で使用をいたして活躍をしていただいて、競技力を上げ、強化に努力をしていただいておりますが、劣化したり破損したりという不備な設備、あるいは危険箇所であるということから改修、多種多様な立場からの要望が出されているのが現実です。

所管課として、基本姿勢としては、それらいろんな要望に対して全て真摯に受けとめることであると考えておりますが、そのときに応え得るものとして即座に対応できる部分と、なかなか内部・外部と検討・協議を重ねていかないと、早急には期待に沿うことはできない、解決が、可能性がどうかという非常に厳しい場合があるというのが現実であります。

○7番(加藤信康君) それはそうですね。先ほど言いました施設の利用についても一緒なのです。それもやっぱりいろんな要望の中にある、施設を改修するのも要望の中にある。その方針自体もなかなか、いろんなものがあってなかなか予算もつかないから決めることができない。もう10年も20年も要望しているけれども、なかなかできていないという事例もあるはずで、私もそういうお願いに一回かかわりましたから。

そういう中でやっぱりスポーツの推進の方針を示すというのが大事だろうと思うのです。別府市のスポーツ推進計画はどうなっていますか。策定されているとすれば、いつ、どのようにできたのかをお伺いします。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えいたします。

別府市では、平成19年に市のスポーツ振興計画は策定をいたしております。その後、社会状況、スポーツの意義やあり方をめぐる環境の変化に伴いまして、また、県のスポーツの推進計画の内容も受けまして、別府市スポーツ振興審議会で諮りまして、平成22年

3月に改定して現在に至っておりますが、御存じのように平成23年8月から施行されましたスポーツ基本法によります施策の基本事項をもとに、先ほど言いました別府市総合計画にリンクをした推進計画をつくらないといけないな、必要だなと考えております。

- 7番（加藤信康君） 聞いていないことを言われましたけれども、別府市の総合基本計画、平成11年にできたときには、スポーツ推進に関して1項目ぼつとあるのです。それに、最後のほうにスポーツ観光というのが、そのころから出てきました。そして、先ほど言いました国のスポーツ国家戦略ですよね、平成22年にできて、そして平成23年に新しいスポーツ基本法が施行されて、要は別府市の今のスポーツ振興計画は平成22年に改定しましたから、ずれがあるのです。

そして、別府市の新しい総合基本計画を見ました。私も実は審議委員に入っておったので、なかなか気がつかないのですけれども、スポーツ推進に関して1項目ぼつと書いたところがないのです。探さないと出てこない、「スポーツ」という言葉が。それに基づいてスポーツ振興をやろうとすると、なかなか大変だなというぐらいに中に入らないのです。だから、このスポーツ振興、今ありますスポーツ振興計画、これがやっぱりスポーツ推進のバイブルになるわけです。そういう意味では国の方向も変わりました。別府市独特のスポーツ観光という独特なスポーツ推進もあります。そして、地域総合型スポーツクラブというのが、また国の事業として今5カ所あります。こういうのも含めた別府市の推進計画をしっかりと見直す、つくって、これをやっぱり市民に見せていく。市民スポーツとスポーツ観光の競合はこういうふうに対処します、別府市は観光立市ですから、市民の皆さん、迷惑をかけますけれども、辛抱してください、そのくらいのことをしっかりと方針で示していくことが大事だと思う。文章で書けとは言いませんけれども、それをやっぱり、インターネットで今はもう市民も見えます。別府市はこういう方針で臨んでいるのだ。いろんな要望もその中に書いていいと思うのです。確かに書いてしまうと、執行部の皆さん方の足かせになってしまいますわね。これを書いたけれども、もう20年も放っておいて全然要望が進まない、そういう部分もあるだろうと思います。しかし、このスポーツ振興計画、別府市のスポーツを進める意味では、逆にそれをつくることによって、計画を立てる側もしっかりとした足踏みができるのではないかな、進むことができるのではないかなというふうに思いますので、平成22年に改定して国の方向性も新しい基本法ができましたから、それに合わせて別府市独自のスポーツ推進計画というのを考えていただきたいということを要望したいと思います。

さて、あと時間がなくなりました。社会福祉法人の監査事務の権限移譲というようなことで、これ、僕もこんなのが出来て、国もまたどういつもりで持ってきたのかというふうに思います。とりあえずことし4月から市に移譲されました指導監査。実際の業務の説明、それから市が行わなければならない業務はどこまでか、与えられた権限はどこまでか、対象法人はどこか、それから財政的な支援があるかだけお聞きしたいのですけれども……。

- 社会福祉課参事（河村昌秀君） 議員御指摘の5点について、お答えいたします。

1つ目は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する社会福祉法人に対する指導監査の目的ですが、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の確保を図るものであります。

2つ目の事業内容は、定款、役員、理事会等の法人の組織運営と社会福祉公益収益の事業や人事、資産、会計等の管理が、法令等に違反せず適正に行われているかについて指導監査を実施いたします。

権限については、法人が法令等に違反している、または法人の運営が著しく適正を欠いていると認める場合には、社会福祉法第56条の規定に基づき措置、解散命令や業務停止、役員解職勧告を行うことができるものとされています。これらの処分を行おうとする場合、

別府市においては適正な処分を行うため事前に審査会で審査することとしています。

4つ目の対象法人については、主たる事業所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が市の区域を越えないものです。したがって、別府市に主たる事業所がある法人でも、事業が市域を超える法人であっては、県知事または厚生労働大臣が所轄庁となります。今回、市長が所轄庁となる社会福祉法人は、社会福祉協議会を含め34法人で、その経営する施設とは、保育所、児童養護施設、各種老人ホーム、障がい者支援施設等があります。

最後の5つ目は、財政的な支援はありません。

- 7番（加藤信康君） 2つの仕事があって、法人監査と施設監査です。その法人監査だけ原課へ移譲されて、しかし、かなりの専門的知識を必要とする業務ということで、また財政的支援も全くない。いずれは施設監査もおりてくるのではないかなという中で、それだけでなく職員の数が減っている中で、やっぱりしっかり能力を持った職員をそこに配置するというのは、ものすごく大変だなというふうに思っています。そういう意味では総務部長、職員の配置、それから福祉保健部長も、今から本当にどういうことが起こるかというのはわからない。これだけの専門知識を持った職員をずっと配置することは本当に可能なのかな。そういうことをやっぱりしっかりと頭に入れていただいて、この配置、しっかりやってください。

昨日も社会福祉法人の監査の件がありました。これ、全部やらなければならぬ。別府市の社会福祉協議会もここでやるわけですよ。かなりの権限が与えられますので、しっかりと腹を据えてやっていただくことをお願いして、残念ながら言いたいことが言えなかったですけれども、終わりたいと思います。

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす15日及び16日は、休日のため本会議を休会とし、17日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす15日及び16日は、休日のため本会議を休会とし、17日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時10分 散会